

とある。その一條より十二條までは、部署表と同一である。重複の嫌あれば説かず、第十三條は先鋒軍の監察官として勝永、重利、家純、高政、長政、直陳の六人にその任を命ずる。諸將が誓書の旨意に任せて行動するところを、日々誌して善惡共に見聞のまゝを隠蔽することなく申報せよといふのである。その第十四條は我軍の朝鮮における事情一切を一吉及勝永等六人が申報する當り、必ず誠意誠心を以てすべきを命ずる、一吉等はこの旨を體し、たとひ縁戚知己のなすところといへども善きは善しとし、悪きは惡しとしてその實際を申報すべしといふのである。その第十五條は先鋒動作の事、諸將相寄つて協議し、多數の決議に服従しなければならぬ。一二の者竊に語らうて決議を破るるものあらば、そは違法である。曲事たるべしといふのである。但し本條先鋒動作のことは、清正と行長とまた秀元と秀家との交代先鋒をいつたものではない、これ以外において先鋒軍を要した時の先鋒軍のことをいつたものである。第十六條は何れの地においても、必ず野營すべしといふのである。第十七條は赤國すなはち全羅道は一地一城を残さず、悉皆平定を命ず、青國すなはち忠清道その他はでき得るだけ征服すべしといふのである。これはたしかに本令の骨子である。太閤が前日の遠征は征服できなくして征明であつたが、這次の朝鮮は全くの征服である。全くの征服であるから、その全羅、忠清より蠶食せんとしたのである。本條に全羅、忠清を特記する所以はその意實にこゝにある。前日二十萬

の大軍を遣はしたに反し、這次はその四分の三としたこともまたこれあるが故であらう。規模の前日より小なるはその目的が前日より大きくないからである。第十八條水軍を要する場合は、高虎、嘉明、安治等二三の者に請求あり次第、四國の軍勢と達長の一隊と並にその兩方警備艦、その請求に應じて動作せよといふのである。第十九條は右に命ずるところの地域を征服し終つたら、成敗濟みの城々には、諸將がその地の情況を檢分して協議をした上で、適任の城主を定めよ、これが築城作事は歸朝の衆に割符して堅固に構へさせやうといふのである。第二十條は一吉及勝永等七人に七枚起請を書かせ、諸事一切實況そのまゝ寸毫隠すことなく稟申すべきを命じたから、忠義功勳を立つるものにはこれに據つて賞を加へる、おのづと軍令に違背するものあらば、七監の稟申あり次第その何者たるを問はず、必ず神かけて處刑する、この意を體して懈怠してはならないといふのである。最後の二十一條は明の大兵至れば、直に申報せよ、吾れ僅に麾下の士を携へて海を渡つて即時に蹴散し、その足を以て明國を征服すること案の内にありといふのである。この言はけだし太閤の景氣附のみ。

一九九 後大陸遠征 (三)

南原城攻陥

再征における我が陸軍最初の大戦は南原攻圍戦であつた。初め朝鮮は我が軍の再征を聞くや、地を清むるの外またなすことなく、頻りに明軍の出援を哀願するばかりであつた。そこで我が軍續々上陸するや、先づ適當の地を撰んで占據した。秀家は釜山に、直茂、勝茂は竹島に、長政、吉成、勝永、

豊久、元種、種長、祐兵、長毎は安骨浦に、義弘は加徳海に、しかして清正は諸將に先だちて上陸したので、竹島の舊壘を復し、梁山を攻め、西生浦に至り、それより更に蔚山に據つた。行長もまた清正よりなほ先きに入鮮したが、この時政純、鎮信、惠瓊等と共に順天に駐してゐた。これより先明廷においては石星を獄に投じ、代ふるに田樂を以てし、邢玠を孫礦の後に任じて欽差總督となして、遼東にあらしめ、軍務を經略し、糧餉を理せしめた。また楊鎬を以て欽差經理朝鮮軍務御使となし、總督の指揮下に全軍を總べしめ、以て平壤に來らしめた。當時楊鎬は秀吉に贈るの一書を草したが、その旨意は諭降に在るも、辭詞傲慢、一見脅嚇文字たるに過ぎず、且つその書は秀吉には贈られなかつたので、人の知るもの甚だ稀であつたが、先年寺内正毅伯これを佐賀人某より得たとてその原本を家に藏してゐる。今これを手寫して掲ぐれば左の如し。

欽差經理朝鮮軍務都察院右僉都御史楊。咨爾平秀吉。大明皇帝。因朝鮮王代爾請封。嘉爾恭順。不忍爾兩地之相戕。傷天和。用遣使臣渡海。勅封爾秀吉爲日本王。爾得據有名號。雄長諸島。自宜衛戴皇恩。韜戈脩德。以樂爾餘年。貽慶爾幼子。斯爲永圖。胡使臣甫歸。敢違制背盟。以朝鮮禮文爲辭。又復侵占釜山機張之間乎。今朝鮮赴告。皇帝震怒。已逮遣使臣更置兵部總督。另設經略經理。興問罪之師於海上。爾度爾之力。卽抗朝鮮。且勝負難必。若天朝視蕞爾日本。卽爾六十六島中之一島耳。況爾既受王封。已爲臣屬。臣與君抗。天理不容。神明且極之。昨年爾國地大動搖。此其兆也。尙不安靜祈禱。而欲日尋于兵乎。爾已六十餘歲。壽命幾何。子未十齡。孤弱何恃。聞各島之酋。俱視爾之隙。爲復讐報怨之舉。爾不銷兵綏衆。安妥人情。乃使悍將擁兵于外。一旦諸島內變。蕭牆禍起。卽清正諸將。各思爲王。豈肯久居爾下。將來又豈肯居爾子之下者。以理勢論之。爾不如速行罷兵。修好朝鮮。憑藉天朝之威靈。默消諸島之睚眦。其前所乞朝廷。與爾處分者何事。可明白奏來。朝廷量包乾坤視。爾與朝鮮。皆爲臣子。必無偏重。爾如不自悔禍。例爾以數十萬百萬壓朝鮮。在天朝仁恩極瀾。義必討逆。亦不遠勒大兵。但勅馬步十萬。薄釜山。助朝鮮之順。福浙水兵十萬。分兩道以樓船花南海。與爾秀吉一見于烏沙蓋大。且問山城君安在也。爾其慎思之。

萬曆二十五年五月十六日

明は既に楊鎬を總督として平壤に派遣した。しかもまた更に麻貴を欽差提督として朝鮮に入らしめた。麻貴は途々、兵を募つて十四萬を得、意氣揚々として南下し來つた。この時また明將揚元も三千を率ゐて全羅の南原に來駐す。かくして南原の戦は初まつた。これ慶長二年八月のことである。

南原は湖嶺の衝に據り、堅城の聞えあり、楊元來るや、壕を浚へ、砲穴を穿つて韓將李福男・李春元と共にここに入つた。我が軍は二道より向つてこれを圍んだ。すなはち秀家・行長・義弘・家政・元親・嘉明・一政等五萬を以て雲峯よりし、秀元・清正・長政・幸長・直茂父子は五萬を以て全義館より至つた。しかして秀秋はまた山口正弘を忠清道に入れて、敵の南原に出援するを牽制した。我が軍が南原に着するや、秀家、一吉、高虎等は南門に向ひ、嘉明、道總、達長等北門に向ひ、家政、高政、一正、吉成、勝永、種長、元種、長毎、祐兵等東門に向ひ、行長、安治、重利等西門に向ひ、清正、義弘は敵の全州より出援するを防がなため、これに加はらずしてその附近に營した。敵は楊元李芳新と共に東門を守り、西門には毛承先がをり、南門に千總蔣表、北門には李福男でゐて、その兵數は四千を出でなかつた。

十三日、我が軍、銃撃を開始し、少時にして止め、十四日三面より攻めて大に城兵を殲した。この時行長は、敵の不意に出でずば輒くは抜きがたし、敵を懈らすに如かない、と諸將と議して田中の稻禾を刈り、これを大束にして幾千束となく墻壁の間に積み、遠攻して急に進まざるを見す。敵はその進まざるは知つたが、稻禾を積みたる所以に至つてはこれを知らず、この機において、その疲れたるものは眠り、出援なきを思ふものは脱出せんと欲し、窃に馬鞍を準備するものさへあつた。我が軍はこれを見ていよく明朝を以て進攻せんとした。時に高虎、安治相謀つて

「明朝を待てば敵また堅拒するであらう。月に乗じて襲ふに如かず」

とこゝにおいて諸將遽に呐喊し、彼の稻禾を以て濠を埋め、殆ど塀と同じの高さにしてこれに乗り、銃撃して城中に入つた。城兵は不意を食ひ、防がんと欲するも彈丸雨の如く、面を向くこと能はず且つ火は四方に起つたので、終に諸方に遁逃し、敢て戦はんとするものなく、中にも明軍はみな騎兵のことゝて悉く馬に乗つて逃げたが、軍馬、門を争うて馬足、東の如く、我が軍は城の内外よりこれを挾撃して亂斫した。こゝにおいて李福男等韓將みな殞れ、楊元は家丁數人と共に僅に身を以て免れた。かくて堅城と頼んだ南原も僅に三日の攻撃に由つて陥落した。これより先、麻貴は全州に駐せる陳愚衷に南原出援を命じたが、清正、義弘がこれを禦ぎ、たれに出づることを得ず、南原の陥るに及んで、鮮兵は同志打して北げた。

この役我が軍の斬獲五千八百餘級に及び、行長最も功あつた。けだし彼は前日の罪過を償はんと欲し、必死の働きをしたのである。鮮人はこの役を評して、明將楊元は遼の將であつて、たゞ虜を禦ぐも和を禦ぐことを知らず、以て敗するに至る、また平地の城はこれを守ることの難きを知るといつた。幾分かは中るところがある。

二〇〇 後大陸遠征 (四)

我軍轉戰、明軍南下

我が軍が南原を陥れてから、諸將は各地に轉戰した。清正・直茂は伽耶山を抜き、長政田は明兵を稷山に破り、廣門・秀包は星州に戦ひ、秀元は文義と釜山に戦ひ、義弘は忠清道を經略して歸つて泗川に屯した。これ八月下旬より十月上旬までのことである。この間、我が軍は全州において北征を議し秀元また公州より長驅せんとした。この時、太閤は諸將の輕舉長驅を戒めてその營に還へした。こゝにおいてか連營八十里に及ぶ、すなはち北は清正の蔚山、西生浦に始まつて、南は行長の順天に終る。その間、義弘父子は泗川に在り、直茂父子は竹島に在り、秀家・秀元は釜山に在り、宗茂・晴信・喜前・鎮信は南海に在り、且つまた長政田は梁山に在つた。そして海軍の諸將は船を南海・巨濟の間に列ね、以て海陸相ひ警めた。

さきに我が軍が稷山に至るや、京城においては大に驚き、朝臣争うて出走の策を献じた。中には頗る嘖飯すべき進言をしたものもあつた。知事申稜の如きはすなはち曰く

「車駕まさに寧邊に幸すべし、その最も憂ふべきは醬なきことである。若しあらかじめ辨ずることなくば何を以て用を繼げやう。」

これを傳聞するものみな笑つて曰く

「辛きこと誓に合せず。」

と、また一大臣は

「この敵は何ぞ憂ふるに足らう、久しくせばおのづから息むであらう。たゞ當に乗輿を奉じて便安なる處に住かんののみ。」

といふ。しかして、時しも權慄が走つて京に入るや、鮮王は驚いて曰く

「南方の敵勢方に熾んである、何ぞ遽に入朝するや。」

權慄これに對へて曰く

「旨あり。」

王の左右曰く

「敵兵既に迫つてゐる、よつて廷議して漢江を絶ち、以て守らんとして徴した次第である。」

と鮮廷の狼狽加減は、これを以て見るべきである。宴に内殿は九月八日、兵を避けて西下し、京城の市民もまた殆ど全く奔散した。けだし、この狼狽は獨り鮮廷のみに止まらなかつた。明軍もまたさうである、すなはち明軍が南原、全州を失ふや、麻貴は京城に在つて、日軍がこの勢を以てせば必ず長驅するであらう。然らば京城は支へがなと思惟し、邢玠に請うて退いて鴨綠を渡らんとした。しかして海防使蕭應宮の異議に會うて止つて漢江を警め我が軍の至るに備へた。かくして九月、楊鎬が京城に來り、十一月に邢玠が入京したので、相ひ議して南下の策を立て、邢玠は京城に留まり、楊鎬・

麻貴は兵を統一して南下した。その南下の兵はこれを三分して三協とした。その數四萬、左協は李如梅、中協は高策、右協は李芳春、解生各々これを率ゐた。そしてこの南下の目的は清正を攻むるに在つたのである。そこで有名なる蔚山の激戦とはなつた。

二〇一 後大陸遠征 (五)

蔚山籠城 (上)

明・鮮の兵はみな我が軍の再征は、清正の主張に基いたもので、清正すなはち再征の巨魁だらうと想像し、清正を惡むこと非常にして、彼れを燈せば、日本は閉息するだらうと考へた。これが蔚山攻圍のあつた所以である。こは中らずと雖も遠からずだ。清正は實に主戰論の先鋒であつた。

明軍は三協に分れて南下し、その中協は宣城に駐し、また三協中より抽かれた騎兵千五百は順天方面に向つた。これ一は宣城において我が軍の全羅より蔚山を援ふを食ひ止めんとし、他は順天を伴攻して行長が蔚山に行くを牽制せんとしたのである。この故に蔚山に向つたのは、左右の二協とこれに分屬せる鮮兵若干である。

初め明軍は慶州に會して、蔚山の軍情を探り、そして不意に出でて我が壘を襲つた。これが慶長二年十二月廿二日の早天であつた。この壘は毛利の先鋒が守つてゐたところで、毛利兵は不意を食つて狼狽し、たちまち敵の焼くところとなつた。後方の毛利兵がこれを見て馳せ着けた時には敵は既に引揚げてゐなかつた。當時蔚山には清正の裨將加藤清兵衛並に淺野幸長・太田一吉・宍戸元續がゐて、

清正はゐなかつた。清正は巡視して機張にゐたのである。幸長は敵兵、毛利を襲ふと聞き、突進して戦はんとする。一吉は幸長の年少氣鋭命を輕んずるを恐れ、

「敵は伏を設け誘うてゐる、むしろ城に歸るにしかず。」

と諫止する。双方主張して相下らず、遂に幸長が兵を進めて戦つたので、一吉も止むを得ず、これに従つた。奮戦數刻の後、幸長は一吉にいふ

「われ等兩人徽號を揚げて衆を靡き、敢てこゝに抗守しやうではないか。」

一吉は

「無益なことだ。」

と反對する。時に元續が馳せ來つて、幸長に對し、

「貴方が抗守すればそれがしも抗守しやう。」

といふ、幸長は望むところとて

「それがし必ず抗守する。貴殿もまた抗守したまへ。」

とすゝめる。元續は快諾して去つたが、まだその營に至らぬ前に早くも毛利兵は潰散し、元續もまた辛うじて幸長の下に免かれた。こゝにおいて幸長は兵寡く、敢て抗守すること能はず、奮闘しつゝ退いて城中に入つたが、この時敵もまた里餘を退いて駐營した。清正は蔚山の急を聞いて、僅に四五の小姓を従へ、その夜八時頃蔚山に歸着して入城したが、直に幸長について事情を聞き、與に外郭に至つて一吉を訪へば、一吉は負傷して床上にあつた。清正が一吉を訪うたは俱に軍議を凝らさんと欲し

たからであつたが、一吉がこの體なので、語り得ず、幸長と協議して善後の計を案じ、使を西生浦に遣はしてその地に在る清正の配下を招いた。もちろん城中寡兵の故である。

明くれば廿三日、敵は拂曉より鼓噪し來つて、幸長の守れる月城を攻めた。幸長は善く戦つて守を全うしたが、それがため、敵は夥多の死傷を出して退いた。だが敵は大軍である。午前十時頃には、西北より突破して内郭、外郭の諸門に近づき、危機は刻々に迫まる。清正この状を見て、使を幸長に馳せ、速に内郭に入るべきを諭す、幸長、聽かず、使者三たびにして漸く敵中を突破して内郭に入つた。この時清正は外郭にあつて、自ら銃撃して戦ひ、敵は亦城に薄り激戦すること多時だつたが、清正が善戦のため、遂に抜く能はず、退いてまた城を包んで營した。この日、西生浦から船艦數十艘が兵を乗せて來た、こは前日使を遣はして招き寄せた清正の配下である。しかもこの兵は、敵が城を包むこと嚴重なるため、進んで城中に入り得なかつた。

〔附言〕 この役諸書みな幸長が彦陽に在つて蔚山の急を聞き、大に戦つて入城したと記してゐるが、幸長自ら記するところの覺書に據れば、彼れは最初から城中に在つて、最初に毛利の壘が襲はれた時、出で、戦つたものであつて、諸書の記するところ大に異つてゐる。且つ清正が三月の後機張より兵五百を率ゐて歸つたといふことも、彼の覺書に據つてその繆りなることがわかつた。山陽このころ幸長・清正のことを記する極めて壯快讀む者肉躍り骨鳴るも、それは由來の謬つた傳説に従へるものであるから、また小説的筆法に過ぎない。

二〇二 後大陸遠征 (六)

蔚山籠城 (下)

楊鎬、麻貴は明の名將である。けれども清正もまた百戦の將である。そこで明軍は一たびは内郭に薄つたが、我が軍のために撃退された。彼我名將の戦ひ振りには、必ずや感歎に値するものがあつたらう。廿四日も明軍は朝來兵を督して進攻し、遅れたものは斬つて徇へた。かくして全軍は甚だ奮つたが、奈何せん、城の險なると防備の密なるとは、容易に抜く能はず、終日戦つて黄昏また引揚げた。この日我が軍中、清正の一手のもの水上より銃撃し、敵を瘡すこと甚だ多かつた。

古人のいはゆる小敵の堅は大敵の虜である。城如何に險なりとて、防備如何に密なりとて、大勢には抗することできぬ。且つ不意の籠城とて糧食の貯甚だ乏しく、清正・幸長等は飯を分つて士卒の餓を救ふ有様であつた。従つて我が兵中この窮に處して勝へざるものは續々敵軍に降つていつた。かゝれば清正は門を閉ぢて出入を嚴にし、以て降るものを防いだ。この時、城中より箭書を明軍に投じたものがある。楊鎬がこれを披き見れば、清正の一士より鮮將成允分に與ふるものであつた。書意に曰ふ

「清正西生浦に在りて未だ歸らず、只だ小官等こゝに在り、若し鮮將一人を遣はし、我と與に西生浦に往きて和を講じなば、兩國の人多く死するに至らず」と、こは實は清正が敵を欺いてその來攻を緩め、士卒をして疲勞を休ましめ、以て援軍を待たんとする

の計略である。楊鎬はこれを知らず、通詞朴大根及び我れより投降せる一士をして、清正を諭さしめて曰く、

「清正、若し來降せば、晉に滿城死を免かれるのみではない、當に朝に奏し、官に敘し、厚く賞するであらう、決して負くやうなことはない。」

と、清正はまたこれに答へて曰く、

「戦はんと欲すれば戦へ、和せんと欲せば和せよ、一方を開いて我れの城を出づるを容るせ、且つ將官を遣せば、當に和事を議するであらう。」

と通詞は歸つてこれを楊鎬に告げたが、楊鎬は終に將を遣はさなかつた。

時に天漸く寒く、敵の士卒の指を落す者甚だ多く、ために敵は大に惱み、小戦を試みる外、また大舉總攻撃を開始することなかつた。この間に我が赴援軍は續々として到來した。二十六日には宗永山吉成、廿七日には長政田重利竹惠瓊、廿八日には秀元、廿九日には家政・直茂・勝茂・一正・嘉明・長政早安治、越えて正月元旦には家純直直陳・元親・秀成中秀氏池勝永・種長・元種・祐兵・長每、一日を隔て、三日には高政・廣家といふ順次であつた。援軍はいづれも西生浦に着してそこにおいて部署し、元親、秀氏及び西生浦の清正の配下は合して海軍となつて水上より進み、直茂・吉成・家政長政田は陸軍の先鋒となり、他は次を以てこれに従つた。敵は我が軍船の水上に並んで鳥雁の如くなるを見て輒く前むを得ず、楊鎬こゝにおいて久駐の計をなしたが、麻貴は楊鎬に請うて曰く、

「一方を開いて敵をして遁るを得せしめ、伏を設けてこれを激撃したし。」

と楊鎬（やうごう）聽（き）さす。翻つて城中の状況は如何にと見れば、清正は唯だ講和を云々して來攻を緩めるの外なく、廿六日以來或は箭書を以て、或は通詞を以て交渉し、二日の拂曉には、人を楊鎬の下に自ら行いで面議約束すべしといはせた。楊鎬は由來、清正の言を信じ、清正の言ある毎にひそかに講和を期待したといふ。それかあらぬか、攻むること急ならず、三日清正の至らざるを見て始めて麻貴と與に軍を督して總攻撃を開始し、夜半より翌朝八時に至るまで繼續した。楊鎬はこの夜もまた士卒の退却するものを斬つて軍中に徇へたので、軍は大に奮つた。我が軍は城中より銃撃して防ぎ、天明に至る頃に及んで、射撃いよゝ急であつたが、敵はために死するもの算なく、楊鎬は攻め飽ぐんで終に退いた。

この時我軍の一部は敵の後方より廻つてその背面を襲はんとしたが、敵はこれを見ると同時に我が援軍の夥しきを聞いて、大に恐れ、楊鎬は接伴使李德馨にいふ、

「城險にして抜き難く、救兵の勢は、また大なり、如何なる計略に出づべきぞ。」
德馨曰く、

「清正の圍まれたるは天であり、この擧一たび失へば後圖は成り難し、大人は一萬の兵を以て専ら箭灘、彦陽の路を防ぎ、以て邀撃の計をなせ、このところ戰場甚だ好し。」
と楊鎬はこの時、既に撤兵を思ひ立つてゐる。

「累日城を攻めて兵多く損傷す、圍を解いて退くより外はない。」

といつて夜に入つて掃蕩をして殿せしめ、兵を收めて去つた。清正、幸長はこゝにおいて生くる心地をしたといふ。

願れば師走の廿二日より正月四日に至る十二日の籠城である。その日數よりすれば籠城としては甚だ長きものではない。然も俄かの攻圍に會うて糧食乏しく、これに反して敵は數萬の大軍である。その苦戦察想するに餘ありだ。戦後並河金右衛門の調査したものに據れば、敵が城下に遺棄した死者は一萬三百餘人に及んだといふ。以てその激戦の程度を知るべきである。

〔附言〕 この役、城兵は糧盡きて牛馬を食ひ、牛馬盡きて紙を噛み、壁を煎て喫つたといふ、糧の乏しかつたこととは不意に襲はれたから事實であつたらうがでも紙を噛み壁を煎るといふに至つては支那流の形容に過ぎないであらう正確なる史料には一もかゝる慘狀を記してはない。また小西行長が順天から海路赴援したといふことも幸長の覺書その他の正確なる史料には見當らない。行長殊功を立て前罪を償つたとの傳説は氣の毒ながら抹殺せざるを得ない。

二〇三 後大陸遠征（七）

明軍退却諸將召還

明軍が蔚山を去るや、我が赴援軍中長政（なかなが）の一隊はこれを追躡して戦つた。楊鎬はこれを見て諸軍に令して、糧餉、器械を焼かせ、装を輕うして走つて慶州に入った。楊鎬は命じて焼かしめたといふものゝ、慶州においてその資糧器械の蕩然たるを見たときには、しばし茫然としたといふ。既にしてまた麻貴と共に遙に京城に退いたが、この時、遊撃陳寅なるもの、兵事主事丁應泰に楊鎬を誣い、

應泰はそれを聞いて楊鎬、事を誤る三十事を捏造し、これに麻貴と李如梅をも合はせ三氏を誣奏した。明王はこれを用ゐず、先づ張位閑を遣はして檢察せしめたが、位閑は京城に來つて檢察して歸つて奏すること、また應泰の如くであつたので、遂に楊鎬を罷めてこれに代ふるに萬世徳を以てした。楊鎬は數萬の軍を以て蔚山を攻めて勝たず、こゝを以て後世、彼れを甚だ劣弱の將となすに似たれど、決して然らず、實に明における當時の名將であつて、必ずしも劣弱ではなかつた。蔚山の抜けなかつたは、清正の老手が善く防ぎ得たることゝ、赴援軍の至つたからであるはもちろんだが、明軍においてもまた甚だ攻め難き事情があつたからではなからうか。すなはち城下が爛田であつて人馬が足を立てがたかつたことはその一である。唯一の神器と恃める火箭が餘りに功を奏せなかつたことがその二である。故に楊鎬が勝たずとも必ずしも彼れに罪はない。然るを誣奏して陷害するが如きは人情にあらず、果して鮮王はその勞に酬ゆるため使を北京に馳せて仲救せしめ、遂に京城を去らんとするに當つてはまた廷臣を率ゐて泣送し、滿都の男女もみな郊外に祖道した。

また翻つて我が軍を見れば、赴援の諸將その日直に城中に入り、清正等の勞を稱すると同時に、明軍を慶州に追ふの可否を議した。しかして追はざるに一決するや、諸將各その守地に歸つた。これより先、太閤は蔚山の攻圍を聞き、輝元・長盛・嘉隆父子及び因・但・紀・和の兵を送らんとした。しかして敵退却の報に接してそれを止め、朱章を清正に與へて曰く、

「このたび明軍の蔚山を圍むや、その方直に入城し、敵を登すこと數千、遂に敵をして、敗走せしむ、その功甚だ感賞に値する。故に糧餉千石を賜ふ。なほその方一人、蔚山・西生浦の二城を保す

ることは甚だ難からう、毛利吉成に西生浦に入るべきを命ずる、その方この意を體せよ。」

と、同時にまた赴援の諸將に朱章して曰く、

「聞く、汝等蔚山に赴援して、敵の敗走するや、江を渡りて追撃すと、その各單騎追躡して、糧繼かず、兵乏しく、終に討滅することを得ず、吾れ甚だ遺憾である、然れども客臘諸城の手隙を待ちて歸朝を命ぜんと欲して、この事あり、その勞や思ふべきである、蔚山には清正を居らしめ、西生浦には吉成を居らしめ、しかして釜山に正成寺を置いてこれに秀元・秀秋の兵合せて二千を加ふべきを命ずる、この故に汝等各その守城を修理し、糧餉彈藥を備へてしかして歸朝せよ。」

とこれ太閤が諸將の勞を思うて歸休を命じたものである。

そこで清正・吉成・正成・並に行長の外はみなその守城の修理を終ると同時に歸朝した。初め太閤は明軍が京城に近づくこと五六日の程に至れば、親ら發して討伐せんといひ、その後また蔚山の圍み^{を聞くや、直に親發せんとして止めた}と傳へられたるが、その言のみな虚勢を張つて、景氣を附けたるに過ぎなかつたことはこゝに諸將に歸休を命ぜしことに由つても知り得られるであらう。まことに太閤の再征たるや、全羅・忠清・慶尙の三道を分割するの目的の外はなかつた。後世これを以て龍頭蛇尾の擧だとしてゐるが、故なきわけではない。然れどもこは亦一面を見て未だ他面を見ざるの論ではなからうか。若しカール十二世或はナポレオン一世をして太閤とその地を易へしめたら、必ずや倍加の勇を奮つて飽までその規模を大にし、猪突猛進したであらうが、かくの如きことは太閤のなさざるところである。往年彼れが小牧に戦ひ、その家康を攻むるの難きを知るや、灑然として戈を收め

手段を更めて以て家康を屈した。太閤が明を伐つて、その難きを知るや、規模を小にして以て朝鮮を蠶食せんとする、その意圖また小牧におけるが如く、徐ろに試みんとするものではなかつたか、猪突狼奔は、太閤はしないのである。再征の規模、小なりとてこれを笑ふは早計となす。

二〇四 後大陸遠征 (八)

閑山島の大捷 (上)

曾て元寇の史を讀んで思惟したが、それは前の我が軍の大敗は、これを要するに、その技に熟することなかりし故であつて、後の大勝はこれを研究し練習し熟達したからである。且つそれ逸を以て勞を伐つたものである。大風はもちろんあつたらうが、それは何の神風であつたらうぞ。太閤が再征の役における海戦の状況はまたこれではないか。明軍は蔚山を退いて京城に引き揚げ、我が軍の諸將は大概歸朝し、それ以來、その年八月まで戦争はなかつた。もとより二三の小戦はあつたが、大局に影響するほどの大戦はなかつたのである。こゝにおいてこの機會に、海戦如何と一顧しやう。

再征の役において最初の海戦の大なるものは閑山島の大戦であつた。慶長二年七月十五日我が海軍は敵の統制使元均を閑山島に撃破した。初め行長は諸將に先だちて渡鮮するや、李舜臣の能を忌み、これを欺いて登し、成らざれば陥れんと清正の未だ渡鮮せざるを幸ひ、要時羅を金應瑞の下に遣はしていはしめて曰く、

「和事の成らざるは皆な清正の故である。吾れ甚だこれを疾む。某日清正某島に泊るはずたからこ

れを海中に要撃せよ、必ず勝をしめるであらう。」

と應瑞はこれ聞いて、その然るを信じ、馳せてこれを京城に啓した。鮮廷の諸臣多くは然りとなし海平君尹根壽の如きは機逸すべからずとなし、しばらく啓請して己まなかつた。そこで鮮王は廷臣を召して、これに黄慎を雜へて議せしめた。鮮王先づ慎に問うて曰く、

「行長、清正、果して然く甚しき隙あるか。」

慎對へて曰く、

「二將の相ひ仇するは實なれども、秀吉のこれに令することは、異同がないであらう。且つ古より奇謀秘計の敵人より出で、しかして我が利をなすことを聞かない。」

鮮王は聞いて然りとなし、柳成龍を顧みて曰く、

「この言は是なり、卿の意は如何。」

とこの時廷臣みなその或は成功すべきを思ひ、先づ慎を遣はして視察せしめ、且つ舜臣をして前進せしめんと主張した。鮮王もまた廷臣が主張すればこれを排する氣力なく、彼れとても事の或ひは成ることを冀ふことにおいて、その意、廷臣に減じない。そこで慎を顧みて曰く

「卿を遣はさんと欲するも、その久勞を如何。」

慎對へて曰く、

「君命あり、何の勞かこれあらう。」

とこゝにおいて鮮王は慎を舜臣の下に遣はした。慎は南馳して舜臣に會し、王命を諭すや、舜臣は曰

く、
「海道艱難、敵必ず伏を設けて待たう。多く舡を率ゆれば敵は察知するに相違なし、その船を小にせば反つて襲ふところとならう。」

と遂に前進せず、既にして清正は渡航、上陸するや、行長はまた要時羅を應瑞に遣し、伴惜せしめ曰く、

「清正、已に上陸す、朝鮮何ぞ海中に要して絶滅せざりしや。」

とこれ行長が前日、舜臣のその手に乗らざるを以て、更に陥穽せんと欲しての手段である。果してこの事が鮮廷に聞ゆるや、廷臣はみな舜臣を咎めざるなく、臺諫の如きは敢てこれを拿鞠せんと請ひ、甚だしきに至つては、上疏して以て舜臣斬るべしと極言するものさへあつた。廷議がかくの如く沸騰しては、鮮王もまたこれを放任して置くこと能はず、義禁府都事を遣はして舜臣を拿へて京師に上ばさせた。鮮王は舜臣を拿へしめたれど、上聞するところ、なほ疑ひありとなし、成均司南以信を閑山に遣はして調査させた。然るに以信が歸つて報するや、また舜臣が機を逸せることを以てしたので、鮮王は舜臣を獄に下し、大臣に命じて罪を議せしめた。あはれ李舜臣の命は風前の燈火の如くである。この時判中樞府事鄭琢といへるもの、敢ていふ、

「舜臣は名將である、殺すべきではない。軍機の利害は、遙に遠方にあつては、これを計り得ない。その進まざりしは、未だ必ずしも、意なきにあらず、請ふ寛恕して以て後效を責めよ。」
棄つる神あれば助ける神ありとはこのいひであらう。舜臣は琢の言に由つて救はれた。廷議は彼れを

一回の拷問にかくるに止め、その代はりその職を削り、白衣にして軍中に送つた。さきに舜臣が拿へらるゝや均が代つて統制使となつた。これ行長の思ふ壺にはまつたものである。閑山の戦はこゝにおいて起つたのである。

二〇五 後大陸遠征 (九)

閑山島の大捷 (下)

行長はその反間が功を奏し、舜臣は既に罷められ、元均がこれに代つたので、庸將御參なれとまたく、應瑞を給き、應瑞より都元帥權慄にいはしむるに、進んで我が船を撃破すべきを以てした。慄はそれが行長の謀計に出づることを知らず、一に進戦の利を思ひ、均をして前進せしめた。均が數百艘の艦隊を率ゐて巨濟島に来るや、我が軍はこれを聞いて互に牒報し、高虎、安治等先づ出で、襲撃した。均は不意を食つて敗れ、退いて閑山島に入つた。これ七月十日である。慄はまた進戦を促して已まず、均は好まざるも命なれば、己むを得ず閑山を發して絶影島に至つた。行長・高虎・安治・嘉明等均の來たるを見て邀撃した。時に日は昏れ、波高く、敵は船を泊むるところなく、均は遂に棄鉢となつて大に戦つた。慶尙右水使裴稷はその不可を力諫し、急に他處に移るべきを主張したが、均は聽かずして戦つて已まなかつた。稷は均の聽かざるを函あてんで、所領の船に約するに、我が軍の襲ふあれば戦はずして逃ぐるを以てした。しかして均が苦戦して鼓を鳴らし、催進して止まざるや、稷は敢て出でず、尤もこは獨り稷の船のみではなかつた。各船は終日、櫓を揺がし休息の暇になかりしか

ば飢渴疲困して、均の命に應ずる能はず、さらぬだに我が軍はこれを疲困せしめんと欲して、或は近づき或は遠ざかり、縦横に進退して、洋上に翻弄して以て撃破すること數十艘、こゝにおいて敵船は四方に散じてその向ふところを知らなかつた。均は數百艘を領してこそ奮戦の勇もあつたらうが、四方に分散し收拾すべからざるや、俄に狼狽し、辛うじて數艘を收めて加徳島に遁れた。

これより先、義弘は兵を加徳島に伏せて、敵の來るに備へた。均はこれを知らずして來つてこゝに泊り、兵は悉く陸に上つて水を取り、渴を醫した。義弘の伏兵これを見てたちまち起り、奮揚して戦ひ四百餘人を斬つた。均は驚いて又柴川島に退いた。慄はこの時固城にゐるが、均の大敗を聞いて、これを召還し、杖罰を加へて更に進戦を命じた。均は憤りを含んで閑山に至り、酒を呼んでまた軍事を見なかつた。我が軍はこれを偵知し一夜深更に及んで襲撃した。均、遽に出でて戦ひ猪突進薄、止まるところを知らなかつた。我が軍は伏を設けて待ち、敵船が突進し來るや、忽焉として砲撃した。均は伏の四方より起るを見て大に驚き、退いて溫羅島に至つた。我が軍はまた更にこれを襲うて悉く撃破したが、その勢は海を卷くが如くであつた。この時敵將李億祺は我れに窘薄せられて海に投じて死し、均もまた船を棄て、上陸したが、彼れは元來大兵肥滿にして歩行困難、陸行道ること能はず、少時、松樹の下に憩うてゐるが我が軍、追至してこれを斬つた。稷に至つては戦はざるに先つて船を率ゐて去り、閑山に至つて盧舍糧穀軍器を焚き、島民に避難を命じて退いた。

この役、我が軍は奇捷を博したが、しかもその謀略は一行長に出でたとはいへ、高虎の如き、最も戦功あるものであつた。果して戦を終るや、直陳・一吉等監軍はみな連署して書を高虎に裁し、曰

「巨濟襲撃の功、足下第一にをる。具して殿下に報すべし。」

嘉明もまた大に戦つて、鍋島勝茂をして、その奮闘の花々しき、吉野の花を見るよりも快かつたといはしめたが、しかも彼れは抜け懸けの功名を貪らんとして、その奮闘は軍規に背いてゐたので、監軍はこれを軍法違反としてしまつた。

「今度番船へ働に付而、加藤左馬助御法度之御朱印之旨を相背、又は兩四人相定書物之旨をも相違」云々

これ監軍が行長・高虎に寄せたところであつて、證とするに足るものである。翻つて鮮人の均を評せるものを見るに、

「元均、躬穀肥壯、一食に一斗の飯、五束の魚、雞雉三四首、常時腹重く、行歩を善くせず、こゝに至つて戦敗し、座して害せらる。」

とまた詩を作つて笑ふものは、

「不_レ是元均初負一國。元均之腹負三元均。」

といつた。一斗の飯は知らないが、腹の便々たりしは由つて以て知らる。けだし我太閤が敵を閑山に破るや、これより全羅の沿海はみな我が有となつた。南原を攻むるを得たのもこれがためである。南海に營し、順天に屯するを得たのもこれがためである。閑山の一戦は實に朝鮮の海權を奪取した大捷ではあつた。

二〇六 後大陸遠征 (二〇)

明軍の再下

さきに明軍は蔚山に利なく、各地の小戦にも破るゝや、一と先、京師に引揚げたが、或人邪珍にいふ。

「朝鮮は地理隔遠し、山水險阻である。兵を一處に聚むれば、功は成り難し、地に因つて人を分任し自ら戦守をなさしむるに如かない。然らば必ず全勝するであらう。」

と、邪珍これを聞いて然りとなし、また大兵を三協に分ち、一軍は東路軍となして、蔚山に向はしめ一軍は中路軍となして、泗川に向はしめ、一軍を西路軍として順天に向はしめ、更に水路軍として一軍を全羅の海上に出でしめた。これ七月のことである。その部署の兵は、東路軍は麻貴之れを統率して二萬四千。中路軍は董一元これを統率して一萬一千五百。西路軍は劉挺これを統率して一萬三千六百。水路軍に至つては、いづれも海兵であつて、その數は一萬三千二百。その都督は陳璘であつた。

これより先、鮮王は元均が閑山に敗死するや、李舜臣を再び都制使に任じた。太閤は慶尙道より全羅道に入り、間關して珍道に着し、敗殘の船艦十二隻を得、これを以て我軍を碧波亭の洋上に破り、爾來兵を募り、船を集めて大に振うたものであつた。璘の來たのはこの時であつた。しかも舜臣は敢て倨らず、璘を迎へてその指揮を待つた。璘は暴猛にして、人と忤ふの性があつた。故に初め璘が朝鮮に來るや、柳成龍はその暴猛を憂ひ、舜臣に對して曰つた

「惜むべし、李舜臣の軍、また將に敗れんとする。璘と同じく軍中に在れば、掣肘矛盾し、將權を侵奪し、軍士を縦暴するであらう。これに逆へば怒り、これに順へば厭くことを知らない。軍がどうして敗れずなるやう。」

こは成龍が舜臣の爲人、必ず璘と衝突するであらうことをいつたのである。舜臣は侃諤の將である。けれども人を鑑るの明はある。且つそれ喧嘩は敵手による、舜臣、何ぞ璘輩と相争ふが如きことをしやうぞ。今は私情を以て公事を云々する場合ではない、一切の感情を棄て、苟も味方とせんには必ずこれを迎へる。これが舜臣が思惟するところの誠心である。そこで彼れは璘が船を駛して南下するや鹿豕海物酒醪を備へ、遠く迎へて軍を享した。こゝにおいて璘の兵はみな舜臣を感稱し、相ひ語つていふ、

「舜臣は實に良將である。」

と璘もまた大に喜んだ。その後小戦があつて舜臣は我が兵の首級四十を斬るや、これを擧げて璘の功に歸せしめた。よつて璘はますます喜び、遂に舜臣に心服し、事必ず舜臣に諮り、出づるにも輜を並べて先だちては行かず、舜臣を歎稱して

「經天緯地の才である。」
といつた。

我が軍は蔚山籠城の後、太閤の召還するところとなり、清正、行長等の外は、多くは歸朝したが、その後また渡鮮し、しかして太閤の病を見るに至つてまた歸朝したから、明軍再下の頃は、在鮮の諸

將は、勝茂・勝信・廣澄・宗茂の釜山に、清正・幸長の蔚山に、義弘父子の泗川に、行長・鎮信・喜前・智信・義智等の順天にゐるのみであつた。

二〇七 後大陸遠征 (一一)

順天・蔚山・泗川の捷

明軍が再下するや、西路の軍は先づ順天に至り、提督劉綎、使を行長に遣はして曰く、

「明と日本と元來構怨あるものではない。圖らずも干戈を交へて既に七年に及ぶ。これ我が主の志に非ず。吾れ希くば一たび足下と相ひ會し、更に講和を試みまし、」

こは綎が行長を誘出して擒にせんと謀つたものであつた。行長はこれを察せざるにあらざるも、日を期して出で、會することを約した。これ八月一日である。しかも期日、至つて鎮信がその行を危んで、強ひて止めたので行くことを見合はせた。綎は期日に行長の來らざるを見て、計の漏れたるを思ひ、また言はず。九月十九日に順天を攻撃した。けれども綎は行長の敵ではなかつた。行長はたちまちにしてこれを撃破した。

東路の軍が蔚山に再來するや、喊聲を揚げて薄つた。こは我が軍が城を出で、戦ふを待つて城を襲はんとするの計略であつた。我が軍その計に乗らず、敵が翌日來り攻むるに當つて銃撃して走らせた。これ八月十三日である。その後九月、敵は三たび來攻し、戦ふこと二週日に及んだが、當時はさきの籠城の時とは異なり、糧餉彈藥餘りあれば、清正は敢て驚かず、仰いで攻むるを伏して撃つたので、

敵を殲すこと算なく、敵の我が軍に恐れた唯一のものはこの銃撃であつた。敵は各々楯を持つて攻めかゝつたが、木村又藏これを見て同僚を顧みて曰く、

「楯はいかに厚くとも、それは端ばかりである。中央は必ず薄いであらう。試みに中央を射つてみよう、若し彈丸これを貫けば、みなまた我れに倣へ。」

と又藏は善く狙つて撃つたが、彈丸は果して楯の中央を貫き、その敵は立ちどころに斃れた。これより我が軍はみな又藏に倣つて楯の中央を射つた。敵はこれを見て楯の効なきを知り、遂に楯を背にして遁逃した。しかして敵が遁逃するや、多くは沼中に溺れ、進退全く谷まつてしまつた。又藏はこれを見て清正にいふ、

「敵の溺るゝことかくの如くでござる、この時に當つて、門を出で、戦はゞ、必ず大捷を博するであらう。」

これより先、八月十八日に、わが太閤は溘焉として薨去した。そこで清正は又藏を顧みて曰く

「否な、一人といへども、門を出づべからず、太敵既に遠行したれば、明人を討つこと多しといへども、また誰の感賞をか博しやうぞ。この上の敵は唯だ治部あるのみ。我れ歸つて彼と一戦せん、汝等を煩はすは、一にこの時である。」

と清正が三成を惡むこと。また甚しいではないか、清正の態度がかくの如くであつたから、敵がその難を免かたれたこともまた少くはなかつた。しかも敵は、島山の壘を攻めた時、我が軍、伏を設けて襲撃し、大に明兵を敗り且つ麻貴を壘中に窘めた。こゝにおいて貴は身を以て免かれまた敢て來攻し

なかつた。

中路の軍が泗川に向ふや、義弘はこれを撃破して大捷し、彼れは我が軍が掉尾の活劇として後昆に傳ふべき偉蹟を遺した。それ泗川は、北は晉江を恃み、南は大海に通じ、東西に金海、固城の兩翼があり、最も要衝の地である。初め義弘はこれに城いて屯し、慄悍の勁敵として明鮮の間に聞えてゐた。初め中路軍がこゝに来るや、その提督董一元は望津・永春・昆陽の諸壘を攻め、火を縦つて焼いた。これ九月廿日である。義弘はこれを見て諸壘の兵に命じて泗川に退かしめた。それは敵を江南に誘致して織滅せんと策つたものであつたが、一元はこれを覺らず、諸壘を抜いた勢に乗じて江南に來駐した。義弘はこれを見ていふ、

「望津を火いて騷擾に乗ぜんとするは策の得たものである。けれども永春・昆陽を併せ焼いて、師を野に暴露するは、無智の甚しきものである。彼れは必ず來り戦はんとするであらうが、自ら死を取るのである。塵殺してまた餘すな。」

果して十月朔日の早天、敵は全軍を擧げて泗川に薄つた。義弘は得たりとなし、令を下して曰く、

「突出して決戦せよ。」

と衆みな争ひ出で、奮闘五時間に互つた。この時義弘父子もまた機を見て突出し、敵中を横行した。敵はこれがために大に惱み、膨信古の一隊が先づ潰敗し、諸隊これに次いで潰敗した。この時、茅國器、葉邦榮の一團は義弘が出で、在らざるの虚に乗じて城に入らんとしたが、忠長が見て衆に叫んで曰く、

「地は大海に通り、衆寡相ひ似ない、唯だ死あるのみ。」

衆は聲に應じて馬を下り、死戦して防いだ。敵は大勢を恃んで忠長等を圍むこと數重。忠長等眞に死あるのみであつた。だが寺山久兼が一智を出し、敵の背後に廻つて輜重隊を突いたので、敵は顧みてこれを危み、進戦の氣弛み、遂に潰走した。敵が潰走するや、我が軍の追撃五時間に互り、首を取ること無數であつた。傳へいふこの首級は三萬八千であつたと。義弘はこれを泗川の城外に埋め、一塚を築いて京觀と稱した。と四分の一に聞ても一萬弱である。斬りも斬つた、取りも取つたものである。義弘はかくして明鮮を震駭させた。

二〇八 後大陸遠征 (一一)

講話

泗川の一舉に、明軍は震懾し、義弘を畏るゝこと鬼神を畏るゝが如く、また戦ふの勇氣はなかつた。且つ明軍は朝鮮のために來り在るものなれば、敢て畢生の勇を揮ふ心もなかつた。でき得べくば和を講じて國に歸らんと欲した。こゝにおいて中路軍の一將茅國器は使を義弘に遣はして和事を提議した。これ十月十三日である。これより先、家康・利家・秀家・輝元の四老は書を吉成等に遣はした。曰く

態以飛脚令申候

一御無事(講和)之儀、最前加藤主計手前にて可仕之旨、被仰出候、雖然加主手前難調に付而者、何之手前にて成共、可被相濟之旨候條、急度相調候様に、御才覺肝要候、不可有油斷候事

一御無事之様子、朝鮮王子相越候へば尤候、不相越候共、御調物(償金)にて可被相究候、日本御外聞迄

候間、御調物多少之段者不_レ入事候間、各相談候べく候、可_レ然之様に可_レ被_二相究_一事

一多中に此方へ被_レ得_二御意_一儀も、はか行間敷候間、不_レ及_二御伺_一可_レ被_二相濟_一候、御無事と被_二仰出_一候上者、御調物にても、王子たつ(ち)も如_二相調_一可_レ被_二相究_一候事

一各迎舟之儀、太閤様被_二仰付候新艘百艘、其外諸浦之舟二百艘、都合三百艘、追々被_二差遣_一候事

一内府(家康)輝元・秀家至_二于博多_一下向候而、各歸朝之儀可_レ申付候由候處、人數不_レ入之由、令_二申上_一候間、先遠慮候、然間安藝宰相(秀元)、淺野彈正少弼、石田治部少輔兩三人被_レ遣_二之候、其方様子に_二渡海候而成共、可_レ被_二相談_一之旨候、猶追々可_レ令_二申、恐々謹言

九月五日

輝元 (花押)
秀家 (同)
利家 (同)
家康 (同)

毛利壹岐守(吉成)殿
高橋九郎(元種)殿
相良宮内大輔(長每)殿
伊藤民部大輔(祐兵)殿
島津又七郎(忠豊)殿
秋月三郎(種長)殿

これけだし太閤の遺命に従つたものである。文意はこの役は、最初講和の事は、擧げて清正に委したが、清正の手に由つて講和成り難き時は、何人なりとも、これをなすの方法を講ぜよ。講和の條件

は朝鮮の王子をして來り謝せしめば結構である。王子が若し來らざれば來らざるもよい、これに代ふるに償金を以てせしめよ。その金額は多少を論ぜず、一に名義を得て國家の體面を保てば頂上である。和議は一一稟申して決する時は、冬季の間には片附け難いであらう。臨機に處置して成立せしめよ。歸師を迎へる舟は三百艘を遣はす、家康・輝元・秀家の三老が、筑前博多に下つて諸君が歸朝の事を處理せんとしたが、しかも無用として止められたれば見合せて、秀元・長政(淺野)三成等兩三人を遣はすこととした。これ等兩三人は博多に下り、場合に由つては渡航して諸君と協議すべきことを命じた。といふのである。文中太閤がなほ存する如き口吻あるは、喪を祕してゐたからである。この書を諸將に遣はして後、また長政・三成は博多より徳永壽昌・宮木豊盛の二人を渡航せしめ、密に太閤の薨去を告げた。義弘が敵より和議を提議されたは、實にこの後であつた。こゝにおいて、義弘はたま_二來り會せる行長・正成と協議し、敵の提議を容れて講和を締結し、國器の弟の國科を質に取つた。これ十月十七日である。行長もまた劉縱より劉天爵なるものを質に取つた。

講和の條件なるものは、今は傳つてゐないが四老の命が、かくの如くであるから、或は無條件に殆かつたか。太閤は遠行して萬事休せり、師はみな歸るを思うて鬪志なし、この時にあつて四老の命は極めて軽い。誰れか敢て更に難きに就かう。兎も角もして歸るの策に出でたるに相違ない。

二〇九 後大陸遠征 (一三)

班 師

講和成立して、我が諸將は歸朝を急いだ。各々兵を撤して釜山に集まるを約し、義弘は十一月十五日泗川を去り、清正は同十七日、蔚山を去つて釜山に來た。

この時陳璘は我が軍の去るは、太閤薨去の故なるを知り、俄に約を破つて行長を順天に攻めた。行長は將に歸らんとしてこの危に遭ひ、奮戦大いに努めたが、敵は暴猛將軍の璘に加ふるに名將李舜臣である。行長は幾度か舜臣を圍み、璘に迫つたけれども及ばず。遂に救を義弘に請うた。義弘は興善島に出で、行長を待つてゐる際だったので、直に至つて行長を援けた。これ十一月十七日のことであつた。しかも翌拂曉、義弘が將に南海島に着かんとするや、敵船は露梁に集り、鮮將柳珩は舜臣に曰ふ、

「敵は援を得て、我と戦ひ、自ら脱するの計をなす、島津を迎へ撃つてその歸路を斷つに如かず。」と、しかして己れ先づ直前して義弘を迎撃した。義弘は義智・正成・宗茂と共に敵と海上に戦つたがこの時璘は我が軍に圍まれて、甚だ危く、わづかに舜臣の來り援くるに由つて道がれるを得た。しかも舜臣はそれがため、遂に飛丸に中つて仆れた。舜臣が仆れて將に絶命せんとする時、彼れは麾下を顧みて曰く

「戦方に急なり、慎んで我が死を言ふなかれ、軍を驚かすな。」

舜臣の死と前後して鄧子龍や珩等も死んだ、璘は舜臣の死を長時間知らなかつたが、遂に舜臣の船上に士卒が物を争ひ奪へるを見て始めて看取し、使をその船に遣はし、歸つてその死を報ずるを聞くに及んで顛倒三たび、大慟して曰く、

「吾れは意ひき、老爺は生來我れを救はん、と何が故に亡せたるや。」

と、璘の慟哭するを見て全軍もまたその死を知り、擧げて哭泣し、その聲海中に震うた。この時、我が軍は大に敵船を撃破したが、士卒を失ふこと夥しきより、義弘等は遂に退いて巨濟島に入った。しかして行長はこの間に乗じて海上に遁るゝを得た。翌十九日明艦が義弘の士樺山久高を南海島に圍むや、義弘と共に行いてこれを救うた。かくて行長は釜山に行き、義弘は廿日巨濟島を發して歸朝の途に就いた。これより先、清正は釜山にあつて行長の來らざるを見て曰く

「班師の事を行長がどうして知らないでやう、來らざるは必ず敵に圍まれたるに相違なし。我れは行長と善からず、だがそれは私事である。我が將帥を棄て、顧みずして歸るは、我が國家の名譽に關する、速に行つて行長を救はう。」

と、船を艤して海上に出で、行くこと數里にして行長の歸り來るに會つた。そこで清正がその旨を告ぐるや、行長は清正の船に來つて好意を謝し、饗膳を共にして曰く

「予は近來足下と惡し、然かも今日の芳情は深謝の及ぶところにあらず、自今以後舊念を棄て、相ひ與に提携しやうではないか。」

清正曰く

「否足下は三成と提携しなければならぬ。吾れもまた家康と提携しなければならぬ。」

既にして清正等諸將は釜山を發し、十日、無事に博多に着いた。行長は後れて十二月二十六日釜山を發した。諸將が博多に着するや、みな先づ伏見に上つて秀頼に謁し、然る後國に就いた。初め諸將

が博多に着くや、長政野三成の兩特使が諸將を招いてその勞を慰め、太閤の遺命を傳へ、遺物を配つたが、しばらくして三成は涙を拂うて曰く

「公等これより伏見に上つて、幼君に謁し、しかる後國に就き、來秋更に上洛されよ。その時を期して茶會を催し、饗宴を開いて公等の勞を慰むるであらう。」

清正これを聞いて進み出で、曰く

「請ふ治少の茶をたまへ、予は七年海外に在り、粉骨碎身、茶もなく、酒もなし、まさに稗粥を以て答へやう。」

と、清正の三成に對し反感をもてること常にかくの如くであつた。だが、三成は敢て争はず、この時も何等答ふところなかつた、けだし三成は一世の雄である。昂々劍を撫し、疾視して愚直の清正輩と争ふものでない。

*

*

*

*

*

我が國が師を班するや、明軍もまた撤兵した。初め明軍は撤兵を可とするものと否とするものとの二派に分れて相ひ争ひ、大に時日を費した。故に全然兵を撤して故國に歸つたのは、その翌年五月であつた。

司馬といはず、孫・吳といはず、苟も兵を語るものは、必ず歸師を撃たずといふ。然るを璘はこれを撃つた。且つそれ彼の時は既に講和の成立せる時であつた。璘はこれを願はずして、約に背き、信を無視した。露梁の大敗、その多くの將士が船艦を失うたことは故なきことではない。人として信な

く、何を以てか約束するぞ、明人の清人に亡ぼされたる、清人の世凱に亡ぼされたる、或ひはまた鮮人の今日あるのはみなこの信なるものがなかつたからである。

二二〇 後大陸遠征 (一四)

賞罰一顧

太閤が証明の壯學を企てた時、初めその諸將にいうて曰く

「予は今、朝鮮大明を併有し、その地を割いて公等に與へ、以て年來の功勞に酬いんと欲する。公等もまたこれに由つてその功臣を飽かすがよい。」

と、これナポレオンが伊太利を征せんとして、程を發するに際し、その士卒にいつた訓諭と相似てるのではないか、すなはち曰く

「兵士等よ、汝等着るに衣なく食ふに糧なし、政府は汝等に負ふところ大なれども、汝等に何物をも給與する能はず、しかく困苦の中に在るに拘はらず、汝等の忍耐と勇氣は格別である、實に歎賞するに餘りあり、しかも汝等に何等の光榮なきは何ぞ、予は今、將に汝等を率ひて世界中最豐饒の地に赴かんとす、富裕の都市、廣濶なる部落は遠からず、汝等の勢力下にあらう。名譽と富源と光榮とは汝等を待てり、汝等努めよ。その勇氣と忍耐とを挫くな。」

と、まことに太閤が証明の目的は世界一統の素願に基いてのことであつたが、また我が日本が貧少國であつて、到底諸將の功勞に酬ゆること能はざるが故に、廣濶な新領土を得てこれを與へ、以て多年

のそれに酬いんとするにあつたことは明瞭である。こゝに於いて、賞罰を明にして不公無きを期すること、また一層嚴ならなければならぬ。しかるに太閤はこの役に限り、その賞罰、滅茶苦茶であつた。見よ清正は威鏡道を従へ、武威を滿洲に振ひ、王子を虜にし、晋州を陥れ、はたまた、蔚山に勞した。然るに太閤は一片の感狀と刀一口と黄金若干とを賞としたに過ぎない。隆景は碧蹄に李如松を撃破し、明軍をして遠く平壤に退かしめたるにも拘はらず、中納言に任じたるに過ぎない。しかしして嘉明には蔚山、順天の守を撤するを不可として群議を排してその事なからしめたるの故を以て祿三萬七千石を増し、高虎をば閑山の戦功の故を以て、海上の總督に任じた。一言も能く國家興亡の利害に關することあり、口舌必ずしも功なしとしない。だが嘉明の場合の如きを偉勳とし、これに三萬餘石を増賜するが如きは、これを他に視て甚だ過分といはねばならない。高虎もまた前役にはしばしば敗を取つたものではないか、後役において閑山の一擧、能くその海權を掌握したとはいへ、なほ前罰を償はなければならぬものがあつた。且つ閑山の捷は義弘・安治・嘉明等のあるによつてであつた。また實に行長が反間能く李舜臣を陥れたその功によるのである。然るに獨り高虎のみに破格の賞あるは解するに苦しむことである。若しそれ義弘が泗川の偉功によつて五萬石の増封を受けたるが如きは、太閤薨後の事であつて太閤の知らざるところである。敢てこゝに論ずるを用ゐない。この役において公平に賞されたものは黒田長政の一士小河傳右衛門が、行長を龍泉に迎へた功として一萬石を賜つたのと、安治が南原攻陥の功として三千石を下されたとこの二ツである。罰に至つてもまたさうである。明國においては石星、惟敬は必ずしも賣國の臣といふべきではないが、その講和の成らざるの故を以て獄死を與へられ、誅戮を加へられた。然るに我れにあつては太閤は、石星惟敬と同罪であつて、なほ且つこれより甚しきものゝあつた行長・三成・長盛・吉繼を措いて問はず、しかして大友義統が鳳山より遁逃して行長を援けざるの故を以て、その封土を褫奪した。卑怯にして遁逃した罪と國家を擧げて人の國に隸屬せしめんとするの罪と孰れが重き。彼此のことは日を同うして論すべきものではない。然るにこれには嚴にして彼れには寛、その不公餘りに甚しからずや。

太閤がこの役における賞罰はまことに滅茶苦茶であつた。太閤は千古の雄である、且つ平生は賞罰に嚴なるものであつた。獨りこの役に限つてかゝる顛倒錯亂あらうぞ。かゝる不公に終つたは、おもふに戦局終閉の後を期したがためであつたらうか。その清正等を厚く賞せざりしが如きは、近親故舊は後廻はしの意ではなかつたか。また行長。三成等を罰しなかつたは、群雄雲の如しと雖も、朝鮮の事情に通ずると軍事的才能に俊秀なるとその二を併有するもの、行長の右に出づるはなく、俊敏の性、卓偉の才、善く國政を料理して太閤の佐臣たるもの三成の右に出づるはなく、長盛・吉繼もまた各々異能あり。これ太閤がこれを惜んで以て罰することをしなかつたものであらう。果して然りとすれば事情の容さなかつたものである。要するにこの役における賞罰のことは、その跡に視て斷することはできない。太閤が中途にして薨じたるが故に、それは永久に疑問といふべきであらう。

二二一 隆景薨す

前大陸遠征の篇において漏れたものをその末において拾つた、今また後大陸遠征の篇において漏れたるもの

を拾うて巻を終はるであらう。

小早川隆景は一代の智者である、その智を以てするも、病には勝ち得ない。慶長二年六月十二日、病んで歿す。享年六十五。

隆景は毛利元就の三子であつて、出で、小早川を冒したものである。初め左衛門佐に任じ、後大老となり、征明の功を以て權中納言に敍せられた。彼れはさすがに智者であつた。その晩年、太閤が秀秋を繼嗣に與へんとするの意あるや、彼れは如水を以て太閤に請うて秀秋を嗣子となし、所領を秀秋に授けて備後三原に退老した。彼れはこの三原の閑居において歿したのである。明哲、身を保つのは、機を見て退くにあるといふ。隆景の如きは、その道に達せるものであらう。

隆景は保身の道に達す。しかも獨り己を善くするのみではなかつた。彼れは常に宗家の長久を願つて已まなかつたのである。故に太閤が一日、高松以來の事を語り、その信義に感ずるの故を以て九州一圓を毛利に與へんといふや、隆景はその好意を謝し、辭して曰く

「九州は輝元現在の所領よりも廣大である。然れども現在の領地は元就が擴張したところである、祖先の國を棄て、他國に移るは、地廣しといへども祖先の功を空くするものである。決して本意ではない。好意は謝するに餘りあるも、冀くば今のまゝにてありたし。殊に輝元にとつては、現在の所領その分に過ぎてゐる。この上なほ廣大の地を得ば、必ず後悔するであらう。」

と後悔の一言は、まことに足ることを知れるもの、謂ひである。太閤もこの言に首肯して止めた。ま

た輝元が廣島城の要害の悪しきをいふや、隆景は諭して曰く

「要害の悪きことこそ、毛利長久の計である。何となれば毛利の領地は甚だ廣い。他年一日、秀吉の嫌疑を蒙ることなしとせず、この時に當つてこの城あり、秀吉すなはちその籠城すべからざるを知つて意を安んずるであらう。これすなはち毛利家安全の基である。」

と思慮を宗家のために運らすこと至れり、盡くせりである。

鍋島直茂の一士が直茂に對ひ、世は稱して即今海内の名將は隆景と主公であらうといつてゐるといふや、直茂は驚いて曰く、

「子は何を聞いて、隆景と我れと相ひ似たりといふや、鄙人、上國のことを知らざるの言である。

隆景は我れの及ばざるところ、比しく論すべきの人ではない。曾て太閤が諸將を會し、吾れ汝等多年の功に報ひんと欲するも、しかも國小にして地足らず、唐土、天竺を征伐して、汝等の欲するに任せ、それを割與せんと欲す、汝等以て如何となすかといふや、諸將はみな太閤、狂せるかと疑ひ進んで言ふものもなかつた。この時に當つて隆景は膝を促して、言やまことに可なりといはれた、我れはこれを見て、隆景は思慮あるものであると聞くが、その人にしてこの言あり、亦これ追從輕薄の徒のみ、未だ朝鮮の土をも踏まず、しかしてその決行に同意するは、眞に笑ふべきである、と思つた。然るに太閤が祕書を呼んで軍令を書するや、その不可を進言して餘すところなし、こゝに至つて、ますます怪訝に耐へず、他日、朝鮮に至るに及んで、七年の在營中、前日隆景の言ふところと符節を合するものがあつた。實に天下の名手である。我れ何ぞ彼れに及ぼう。」

と、この言直茂は己れを知れると同時に隆景が俊偉の一面を紹介せるものである。

隆景は實に一代明智の將であつた。信義を重じ、聞達を求めず、太閤の股肱となつて、宗家の安全を計り、その身を保つた。果して太閤はその死を聞かぬや、且つ驚き且つ歎じて曰く

「惜いかな、彼れは賢人であつた。その智を以て命を延ぶることを得るならば、隆景は百歳の命をもつことを能くするものであつた。あゝ智力も及ばざるは人命である。」

たま／＼一侍臣が側から、殿下の言の如く、また惜むべし、彼れは中國好箇の蓋ではあつた、と云ふと、太閤は叱して曰く

「汝、何ぞその眼の小なる。隆景を以て中國の蓋となすは近眼者のことのみ、日本の蓋となすもなほ餘りあるものであつた。」

如水もまた惠瓊に曰つた、

「隆景薨じて賢人絶えた。この人にして毛利にあらば、たとへば船に船頭のあるが如くである。平生能くその中國を治めたから、薨すといへども今なほその時に異ならず、偏に隆景の隋力である。」太閤や如水等はよく隆景を知れるものといふべきである。

人は自然と戦へども、遂に自然の敵ではない。太閤の言の如く、智もまた人命は如何ともしがたい雄才大略、千古に超々たる太閤も、その身の老ゆると共に、股肱と恃める英傑が、次から次へと斯世を辭する。その胸中の、秋風落葉の懷は察するにあまりあり、太閤が遠征のその意の如くならざりしも、衰老その死を速めたるも、これ等の事がまた一原因となつてゐないと誰れがいはうぞ。

二二二 景勝を會津に封ず

慶長三年春であつた、太閤は蒲生秀行を宇都宮に移して、その所領の會津に上杉景勝を轉封した。さきに太閤が氏郷を會津に封じた時に、氏郷に對して我がために東門を守れといつた。しかるにその氏郷は死して早や三年を経た。その子秀行あるといへども幼少にして東門を守るには足らない。東門の守は一日、缺くべからずしてその人はなし。これ景勝を轉封した所以である。

しかも世はこれを稱して太閤は氏郷の未亡人に戀着したが、未亡人がその望みに應ぜず、髪を削つて尼となつたので、大にこれを函み、たま／＼蒲生家の内訌に乗じて會津を奪つたものだといふ。内訌に乗じたのは事實であるが、乗じた目的は未亡人に對する復讐などいふものではなかつた。その削封は實に東門の守、一日、缺くべからずして、氏郷に代はるべき人を要したからである。未亡人に對する復讐といふが、しばらくそのいふところを容れて、しかして未亡人の如何なるものであつたかを一顧しやう、未亡人は信長の女にして、永祿十二年八月、氏郷に嫁したものであつて、永祿十二年より文祿四年氏郷の逝去までを算するに二十七年である。未亡人が一歳の嬰兒にして嫁したとするも二十七歳の婦人である。若く見積つて十四五歳で嫁したとしても、當時は最早四十一二歳の姥櫻である。天下、美人少しとせず、太閤どうしてかゝる姥櫻を求めやう。殊に人は年の老ゆるに従ひ、ますます若きを欲するものである。思うてこゝに至れば、對未亡人復讐説の如きは、蒲生家の一部のものと世の事情を知らざるものとが誣妄の説に過ぎないのである。また更にその削封後の處置を見るに、

太閤は決して秀行を酷遇してはゐない。秀行は宇都宮において十八萬石を領したではないか、一家に内訌あるは統制の力なきが故であれば、たとひその封を褫はれても苦情をいふべきでない、しかるに太閤は褫ふが如き残酷の處置に出でず、削つてもなほ十八萬石を與へた。むしろ寛容といはねばならない。これを寛容と見ずして残酷と見る所以は、百二十萬石の大封から一落して五分の一となつたからである。事情を知らざるものゝ感情論のみ。

景勝は謙信の甥であつて、謙信の家を繼いだものである。景勝は謙信を毒殺してその家を横領したと傳説されてゐるが、斷じて否らず、謙信の死は食道痛の故である。その證は松、鄰、夜話に「天正五年冬、謙信肉脱して、鐵丸の若き者ありて胸膈に在り、喉を通ずるものは、唯だ冷水のみ」とある。その鐵丸の如きものとは、瘤腫のことをいつたものである、しかして胸膈に在りとは、食道にあることをいつたものである。その喉に通ずるものは唯だ冷水のみといへることによつて、瘤腫が食道にあつたことが知れる。瘤腫が胃を胃せば胃痛である、食道を胃せば食道痛である。謙信の死が食道痛に原因することは一點疑ひの餘地なきところである。しかるに景勝がこれを殺したといふ。これまた天正時代無智のものゝ邪推でなければ構誣のみ。景勝は豪放英邁の快男兒であつた。その人がどうして人を毒殺するが如き陰險な手段に出でやう。

景勝の爲人は、幼にして溫柔、能く忍耐し、一たび怒れば雷霆の如く、不仁に似て、しかも慈愛あり、且つ文武兩道に志して一方に偏念せず、長じては豪放英邁、膽は斗の如く、矢丸雨下して、喊聲天地を撼すの時でも、一たび眠れば鼾聲雷の如くであつた。兵を用ふるや、氏郷と同じく、頗る嚴肅

にして、行軍の際、士卒の咳聲だも聞かなかつたといふ。これをして太閤が東國の鎮となしたことは故なきことではない。けだしまた直江山城守がその佐臣として能く景勝をしてこの大任に勝へしめた。

二二三 醍醐の遊

一日の遊も英雄のなすところは、大仕掛である。太閤はさきに吉野に大仕掛の花見をしたが、今また北政所に加ふるに、淀君その他侍妾數十百人を以て、醍醐の山上に櫻花を賞した。これ實に慶長三年三月十五日のことである。これより先、太閤はこれを玄以に諮るや、玄以は最も可なりとなした。ここにおいて、玄以等五奉行に命じて、當日の館舎となすべき三寶院を修理し、院外五十町四方を構内となし、これに柵を回らして、五色の幕を張り、三町毎に警固の士を配し、伏見より醍醐に至る道路の左右にもまた柵を結んで五色の幕を張り、響應の準備を十二分にさせ、且つ農夫、旅人の往來を妨げないやうにと諭した。すべての準備はできあがり、いよく出遊の期日となるや、長盛、正則等に構外の風紀を取締らせ、山中山城、中江式部に構内出入のものを監視させ、先づ北政所の轎輿を入れさせ、續いて二番には三條、三番には松の丸、四番には太閤及び愛兒秀頼、五番には淀、六番には加賀利家といふ順序で入場したがその轎輿に儀仗したものは小出播磨守、田中兵部大輔、木下周防守等十有餘人、既にして轎輿がみな醍醐に着するや、儀仗の諸將その他を去らしめ、それより花間を逍遙して一日の遊に太平の春を偶した。桃山時代は元祿以上に豪華の盛時であつた。諸嬪侍女數百人が、今日を晴れと着飾つた極度の花美は、いふところの花も羞ぢらふ風情であつたらう。もとより吉野の

花には劣つてはゐるが、それでも洛外名所の花である。この花にこの美人。天上の樂園も恐らくはこれに如かないであらうほどに優美、濃艶、たゞ／＼人目を眩するばかりであつた。太閤は秀頼の手を援いてかなたこなたと逍遙したが、それには美人が後に侍してゐて寸隙なき興のたすけかた。太閤が漫歩して不圖ある石橋の上りに至ると、橋の左方に古色を帯んだ一堂がある、濃艶なる花間に古色の堂、既に珍なるに、これを茶寮としたは、また更に珍といはねばならぬ。これこそ益田少將が數奇を凝らした營みではあつた。太閤はこゝに寄つて一服を喫し、出で、山頂を指したが、二三町にして叢々たる花木が見える、太閤、轎輿に入つてこれを眺むれば、侍女も亦一入に打興じ、各々國風を敘して雅懷を行り、中には國風などは野暮なりとて

聞説醒醐花世界、見來此處雪乾坤

など、女の身にして、柄になく唐様にやつたものもあつた。

太閤は轉じてとある岩下に至つたが、そこには老杉古松の鬱々として晝なほ影の暗きところに、塵外に超乎として來るものは拒まず、去るものは追はずといひたげな茶寮がある。何者の營みぞ、と立ち寄つて見ると、新庄雜齋が數奇に出づるものとあつて、女房が苦茗一服を參らせる。太閤はその高尙を賞して出で、また漫歩して今度は小川土佐守の茶寮に入る。こゝは他とは事變り、極めて粗雜の營みで、湯を醫するまでの掛茶屋式だ。番茶も出花、時に取つては一興なりとて、太閤いよ／＼感賞し、しばしこゝに休息して、餘興の操り人形に、秀頼をはじめ、北政所や諸嬪を慰め、己れも願を解いたが、これより凡そ十五六町、上に方り、岩窟を便りにして一大旅館がつくられてゐる。これなん

長盛が趣向に出でたるものであつて、太閤父子の室はもちろん、北政所や諸嬪の室まで、悉く別棟に營み、浴場までも準備してある。やがて太閤はこゝに行つたが、長盛の女房、走り出で、迎へ入れ、行水遊ばせ、お茶召しませ、と行き届いた女將振り、太閤は甚く興を感じ、例の氣輕の男とて、衣を脱して浴を取り、妻妾にも湯浴みさせ、方丈の食膳、珍味佳肴に舌鼓をうち、終つて外に出て見れば模擬店があつて櫛、針、紙、縫糸などが飾られてゐる、いふまでもなく、女の客のためではあつた。庭の遣水如何と見れば、こゝには小舟に人形を乗せ、岩にあたつて驚けるさま、或はまた巢鷹を作つて餌乞の聲を出せるさま、なか／＼に工夫がされてゐる。これぞ實に秀頼の目を樂ませんとする趣向であつた。それより玄以の亭に寄り、こゝをも出で、長東正家の旅館に入つたが、この時既に日は暮れた。例の氣輕の太閤さんとて、饗膳あらば奉れ、とお飯の催促に、正家の女房はかへつてこれを榮として直ちに饗膳を奉り、同時に北政所や諸嬪や侍女一同をも饗應した。

正家の旅館を出で、御牧勘兵衛が結構を盡した茶寮に立ち寄り、新庄東國が異風の營みなる山居の閑居をも一見して過ぎ、更に數歩すれば、また何者が趣向を凝らしたか、柴垣しつらひ、竹の編戸と、いたくも凝つた掛茶屋がある、隣りにはまた町家を模した賣店がある。太閤は掛茶屋に立ち寄つて、今し焼きたる焼餅一個を頬張つたが、おあしをと勘定の請求。賣店に列べた瓢箪一個を腰にすれば、かはりをとまた請求。微笑をくれて行き過ぎんとすれば、茶屋、賣店の女房ども、何れも二十歳ばかりなるが、二三人馳せ出で、おあしたまはれ、すませたまへ、と太閤の兩手に縋つて容易に離れぬ。太閤は殊に興を催ほし、さらばすまし與へんとて再び茶屋に立ち入りて、俄に酒宴を催したが、

この時女房等小唄をうたひ

目出たや松の下、千世も幾千代、ちよく

と節面白く、聲ほがらか。太閤はその佳聲に聞き惚れて思はず長時刻を過ごしたが、盡きざる興惜みつゝ、深更、伏見に引揚げた。醍醐一日の遊、何とまた盛んなことではなかつたか。

二二四 太閤の大漸 (一)

慶長三年八月十八日は何の日か、天はこの日大和民族が三千年の難産を以て儲け得たる、大英雄豊太閤を永劫に奪ひ去つた日ではある。まことに十八日午前二時頃であつた、太閤は病魔に誘はれて昏々たる眠りに入り、そのまゝ薨じ去つたのである。

慶長三年は外に十萬の師を暴露し、内に諸將の不和があり、一朝、太閤にして殞落するや、内外の騷擾は一時に至り、如何なる事變を見るやも知れず、内憂外患最も甚しき時であつた。この時に當つて太閤は病に臥したることであるから、太閤自らの心痛は非常なものであつた。彼れが病床に臥したのは、六月のことであつたが、その到底、再び起つべからざるを知つた時には、外は無事に十萬の師を引き揚げしめ、内は諸將を和睦せしめ、以て豊家の社稷を全うせんとして、諸將を召して在鮮軍の引き揚げを遺命し、豊家の社稷について遺言するところあり、且つ又諸將をして誓書を交換せしめた。その班師に關しては曰く

「我れ死なば深く喪を秘し、長政・三成の二人、博多に下つて在鮮の軍を還せ、征師事無くして歸

れば喪を發し、遺品を分けよ、兩人下るとも征師歸り難き時は、家康行くべし、國內叛亂して家康行き難き時は、利家行け、二人の中、何れか行かざれば班師は困難ならん。」

と。その豊家の社稷に關する遺言に至つては、淺野侯爵家に傳ふるところの文書によるときは、從來の諸説と大いに違ふものがある。太閤様御覺書がすなはち、それである。文書のまゝを左に掲げる。

太閤様被成御煩候内に被爲仰置候覺

- 一内府家康久々ちきなる儀を御覽し被付、近年被成御懇候、其故秀頼様を孫むこなされ候之間、秀頼様を御取立候へと被成御意候、大納言利家殿年寄衆五人居申所にて度々被仰出候事
- 一大納言殿はおさなともたちふ、りちきを被成御存知候故、秀頼様御もり傳に被爲付候間、御取立候へと内府年寄五人居申所にて度々被成御意候事
- 一江戸中納言秀忠殿は秀頼様御しうと明になされ候條、内府御年もよられ、御煩氣にも御成候者、内府のごとく秀頼様之儀、被成御肝煎候へと、右之衆居申所にて被成御意候事
- 一羽柴肥前利長殿事は、大納言殿御年もよられ、御煩氣にも候間、不相替秀頼様御もり傳に被爲付候條、外聞實儀忝と存知、御身に替り肝を煎可申と被仰出、則中納言になされ、はしたての御つぼ壺吉光之御脇指被下、役儀をも十萬石被成御許候事
- 一備前中納言秀家殿事は幼少より御取立被成候之間、秀頼様之儀は御道有間敷候條、御奉行五人にも御成候へ、又おとな五人之内へも御入候て、諸職おとなしく、最負偏頗なしに御肝煎候へと、被成御意候事
- 一景勝、輝元御事は、御りちきに候之間、秀頼様之儀御取立候て給候へと、輝元へは直に被成御意候、景勝は御國に御座候故、皆々に被爲仰置候事
- 一年寄共五人之者は、誰々成共背御法度申事を仕出し候はゞ、さげさや鞆の體にて罷出、双方へ令異見、入魂

之様に可仕候、若不届仁有之而きり候はゞ、おいはら^庭とも可存候、又は上様^間へきられ候とも可存と、其外はつら^面をはられ、さうり^草をなをし候共、上様へと存知、秀頼様之儀大切に存知、肝を可煎申と被成御意候事

一年寄爲五人、御算用聞候共、相究候て、内府、大納言殿へ懸御目、請取を取候而、秀頼様被成御成人、御算

用かた御尋之時、右御兩人之請取を懸御目候へと、被成御意候事

一何たる儀も、内府、大納言殿へ得御意、其次第相究候へと、被成御意候事

一伏見には内府御座候て、諸職被成御肝煎候へと御意候、城々留守は徳善院^以長東大藏^家正仕、何時も内府てんしゆ^主までも、御上り候はんと被仰候者、無氣遣上可申由、被成御意候事

一大阪は秀頼様被成御座候間、大納言殿御座候て、惣廻御肝煎候へと被成御意候、御城御番之儀は、爲皆々相^勤也候へと被仰出候、大納言殿てんしゆ^主までも、御上り候はんと被仰候者、無氣遣上可申由、被成御意候事

事

右一書之通、年寄衆、其外御そばに御座候御女房衆達御聞被成候以上

二二五 太閤の大漸 (二)

十一箇條の遺言、讀み來れば、豊家の社稷を維持せんと欲して碎心したるものである。その一條において、秀頼を家康に托し、その子秀忠の女を娶はし、以て家康の孫婿としたところ、太閤最も苦心の存するところであらう。家康は太閤の大敵である、家康に對してはその背面に氏郷を置き氏郷死すれば、また景勝を置き、その側面には光泰、秀久等を配し、その前面には一氏を當て、包圍の形を作つて以て萬一に備へたものである。かくの如き間柄なるに拘はらず、これを律義の人と稱して、そ

の子を托する所以のものは何であるか。彼れを駕御し得るものは、我れの外まだあるはずなし、我れの死したる後は、我が豊家にして彼れと争ふことあらば滅亡たちどころに至るであらう、我が子を彼れに托して以て、義理攻めを食はさんに如かず、とはこれ太閤が眞意ではなかつたか。その子をして爪牙を磨かしめず、窮鳥として敵手の懐に入らしめたものである。だが、もし家康一人に托して放任する時は、鼻を摘んで窒息せしめること必定である。こゝにおいて利家を傳として表面は協力と見せ内實は控制したのであつた。第二條はすなはちそれである。これけだし後世、前田が遺孤を托されたのは、我が家なりと争ふに至る所以のものである。前田のいふところ五分の理窟はすなはちあり、太閤は決して家康一人に托したのではない。利家と家康の兩人に托したのである。さればこそ第三第四條においても家康・利家兩人亡後は秀忠・利長更にその亡父に代つて秀頼を取り立つべしと命じてゐる。五條六條において秀家、景勝、輝元に依頼したところ、徳川、前田の二家に次いでそは當然のことであつたらう。殊に秀家に對しては逃[△]れ[△]ある[△]間[△]敷[△]候[△]といひ、敢て強ゆるの情を見せてゐるが、秀家は直家の一子にして、太閤の養子としたものである、秀頼の義兄といふべきものであらうから、秀家が秀頼を補佐せざるべからざることは避くべからざるものであつた。第七條は太閤が平和を維持せしむることに苦慮した跡の如何に甚しかつたかゞ見られるものである。法度に違背の所爲あるものに對しては五奉行、刀を囊にして行き、諫言して以て親切丁寧を盡くし、無禮のものがあつて斬りかゝるとも、決してこれと抗争するな、斬らるれば、我れに殉死したものと思ひ、或は我れに斬られたものと諦め、面を打たるゝとも草履を直せと強むらるゝとも、みな我が命するところと觀念し、一に

平和に處して以て、秀頼のために世話すべしと命じたものである。第八條、九條、十條、十一條の四箇條を引きくるめて見る時は、更に家康、利家の二人に依頼した跡が見られる。八條の算用云々は、財政上のことについては家康、利家二人の檢閲を経べしといふのであり、九條の何たる儀も云々は、政治上のことはもちろん一切の事はこれを家康、利家の二人に相談し、その意見に従つて決すべしといふのである。十條の伏見には内府云々とは、家康は伏見にあつて政務を總理せよといふのである。最後の十一條に至つては、秀頼を大阪に置くから、利家は大阪に住んで秀頼を保育し、大阪城内の事一切を世話すべしといふのである。以て太閤が家康、利家の二人を如何に重要したかを見ることのできるであらう。如何に重用して以て豊家の社稷を委ねたか、知れるではないか。

十一箇條の遺言を讀んで、山陽が記するところの遺命の章にくらぶる時は、その相違實に甚しきものがある、山陽の記するところに曰く

「太閤病篤し、徳川公を召してこれに諭して曰く、外國未だ服せず、而して吾れこの病に罹る、吾れ死せばすなはら難作らん、卿に非ざれば以てこれを定むるなし、吾れ今日天下を以て卿に托す。卿我がために努力せよ、秀頼幼弱、亦卿の保護を煩はす、其の成長に至りては、當に立つべきと立つべからざるとは一に卿の心に在り。」

と如何に太閤が無慾恬淡なればとて、百戰の功を一朝にして他人に附するが如き心を起さうや、著者は外史を讀んでこの文に接したるとき、早くもこれを疑つたものであつた。しかして今淺野家文書を見るに及んで我が疑ひの無用でなかつたことを知つた。山陽の説の如きは玄徳が太子の禪を孔明に遺托した一條を翻して太閤を壯にし、快にし、奇にし、偉にしたものに過ぎない。けだしこは獨り山陽のみを咎むべきではない。山陽が記するところの説の如きは、徳川氏が中頃人をして捏造させたものであつて、これより以降諸書みなこれに従つてゐるのである。山陽は材をそれに取つたまで、ある。その不見識の謗りは免かるべからざるも、深く咎むべきではないのである。然らば徳川氏が何故しかく捏造したかといへば、その政權を奪へるを恥ぢて、讓られたものだとしやうとしての小細工である。それは多くの言を費すまでもない。

二二六 太閤の大漸 (三)

遺言に前後して、諸將に血誓せしめたる、或は諸將が自ら誓言したる、その誓書は幾通もある。しかもそれはみな彼れの遺言の趣旨を基礎としたものである。すなはち七月十五日、諸將が利家の邸に集つて、五箇條を血誓するや、その一に曰く秀頼に仕ふることなほ太閤に仕ふるが如くすべし、二に曰く豊家の法制には違背せざるべし、三に曰く誓つて豊家を思ふ故に私怨に報いんと欲して企謀を縦にせざるべし、四に曰く徒黨を樹つべからず、喧嘩口論の惹起した場合は、親子兄弟知音といへども、その故を以て依怙最負の沙汰に出づべからず、五に曰く賜暇を得ずして勝手に歸國すべからず。と八月五日、家康・利家及び五奉行が八箇條を誓約するや、またその意は前記の血誓の通りであつて、第一箇條の如きはその文言までも血誓と同じくされてゐる。八月七日、三成等五奉行が親類の縁を結ぶや、その意もまた同心協力、以て秀頼を補佐せんとするにあつた。八月八日、秀忠、秀家、忠興等が

十箇條を誓約するや、その意また前の如くである。この日、家康、利家兩人もまた三箇條を誓約したが、その意は矢張り前の通りであつて、その第十一箇條には、今日の太閤よりの直接の遺命は毫も遺忘せず、秀頼に仕へて忠なるべしと記してある。

かくの如く諸侯が太閤の遺言に基いて、しばし誓書を作製し、これを太閤に奉呈せる所以のものは何であるか。諸侯排擠して、暗雲、地に横はり、何時如何なる事變が勃發するか知れない狀勢であつたからではないか。實に太閤病んでより以後、海内の狀況は人心恟々、人々その職も手に附かない有様であつた。一例を挙げれば七月十五日、伏見に角紙の興行され、そこに繋いであつた二頭の馬が物に驚いて奔馳するや、驚破大變の出來なりと伏見の上下、騒動して、士人は刀をとつて立ち、商家は戸を閉ざして震慄してゐるといふ體たらくであつた。太閤が秀次を伏見に召喚した際にも、子を逆に負うて逃げ出したものさへあり、ましてや國家の支柱が將に倒れんとし、諸侯の軋轢は火を見んとする狀況に際しての騒動である、實に名狀すべからざるものがあつたらう。一二匹の馬の奔馳してさへ、かくの如く誤解するほどに、人々の神經は興奮してゐる。されば八月八日、太閤が病篤かりし時利家が家康と共に入つて謁せんとするや、城中は刀を禁せるに拘らず、利家は小刀を囊にしてこれをその臣村井勘十郎に持たせ、窃に命じて曰く

「若し内殿より騷擾の音を聞かば、その方必す、この刀を以て切り込めよ」

と利家にして既にかくの如くであつたから、一般の人心は推して知るべきである。

太閤が遺命に遺算なきを期せんとしたことや、或はこれがために病勢が刻々重り行きて平靜に瞑す

ることのできなかつたことは所以なきことではなかつた。彼は病みたる初め、再び起つべからざるを知るや、家康をして諸將を招いて和睦の酒宴を開かしめたことさへある。しかもその席上政宗と利長が献杯のことから爭論を始め、延いて杯盤狼藉を演じた。かくの如きは太閤の病をして一層重からしめたものであらう。實に太閤は諸將の禮なく、排擠の劇しきを思ひ、己の死後、秩序紊亂し、社稷顛覆すべきを憂ひた、故に努めてこの事のないやうに策をめぐらしたものであつて、八月五日の如きは病を押して強めて自ら筆を執り、五大老に書送して曰く

秀頼事成立候様に、この書付衆明ち五大老にして家しんに字頼み申候、何事も此外には思ひ残すことなく候かしく返々秀頼事たのみ申候、五人の衆頼み申上候、名ごりをしく候云々

とまた八月八日利家の造り謁した際の如き、病の篤きを忘れて床を起ち、利家の手を執つてそれを頭上に戴き、曰く

秀頼事頼み申すぞ、大納言、々々々

と、しかして涙は潜々として竭くるところを知らなかつた、その音何ぞ哀きや、人奴より起つて海内を一統し、餘りの力を以て宇内を混一せんとし、亞細亞の大國、明を呼ぶに處女の如しと形容し、南蠻天竺何かある。と豪語して南洋を驚かし、明鮮を征したる、大英雄が今はの際の聲たる、かくの如く哀切なるものであつた。殆ど別人の觀があるではないか。

二二七 薨 去

ナポレオンが武裝の頭と一呼して、セント・ヘレナに殞落するや、見る人、聞く人、英雄の末路の悲惨なるに同情しないのはなかつた。しかもナポレオンは當時既にその時代と交渉ある人ではなかつた。彼れがその時代との交渉は、ロシュフォル港から英船ベレロフォン號に投ずるの刹那において絶たれてしまつたのであつた。徳川慶喜が大政奉還と同時に史上の遺物となつたやうに、ナポレオンも當時は既に史上の遺物であつたのである。その死は遺物の朽ちたるに等しきものである、悲惨はすなはち悲惨ではあつたが、その人の悲惨に過ぎなかつた。これがためにフランスの國家社會は微動だもしなかつたのである。

太閤に至つては大に然らず。師は十萬、外にあつて朝鮮の大兵と相ひ戦ひ、内にあるものは何時叛亂を企つるやも知れない狀勢であつた。且つそれ兒は幼にして社稷を知らず、たゞ獨り内外多事の上に立つて重石おもしとなり、蓋となり、以て國家社會を維持してゐたのである。この人にして彼の時に當り一朝病んで起つこと能はず。一たび思ひを死後に入れ、左顧右眄して寸前の暗黒をみれば、言ふも益なく、泣くも及ばぬが、愚痴といふものはいへ、女々しといふものはいへ、大いに叫び、大いに泣かざるを得なかつたらう。けだしその死は當代の活動兒の落命である。國家の支柱の倒壊である。重石が墜つるのである。蓋が破れるのである。海の内外に至大の關係がある。悲惨の程度がナポレオンの比にあらざるは當然である。しかも彼は、末期の近きを自覺するや、一日手を舉げて幸藏主を招き、

かねて詠むとろの國風一章を篋底に探らせ、これを一座に示して以て、辭世の一章としたが、その意は頗る大悟したものである曰く

露とおち、露と消えぬる、わが身かな

なにわのことは、夢のまた夢

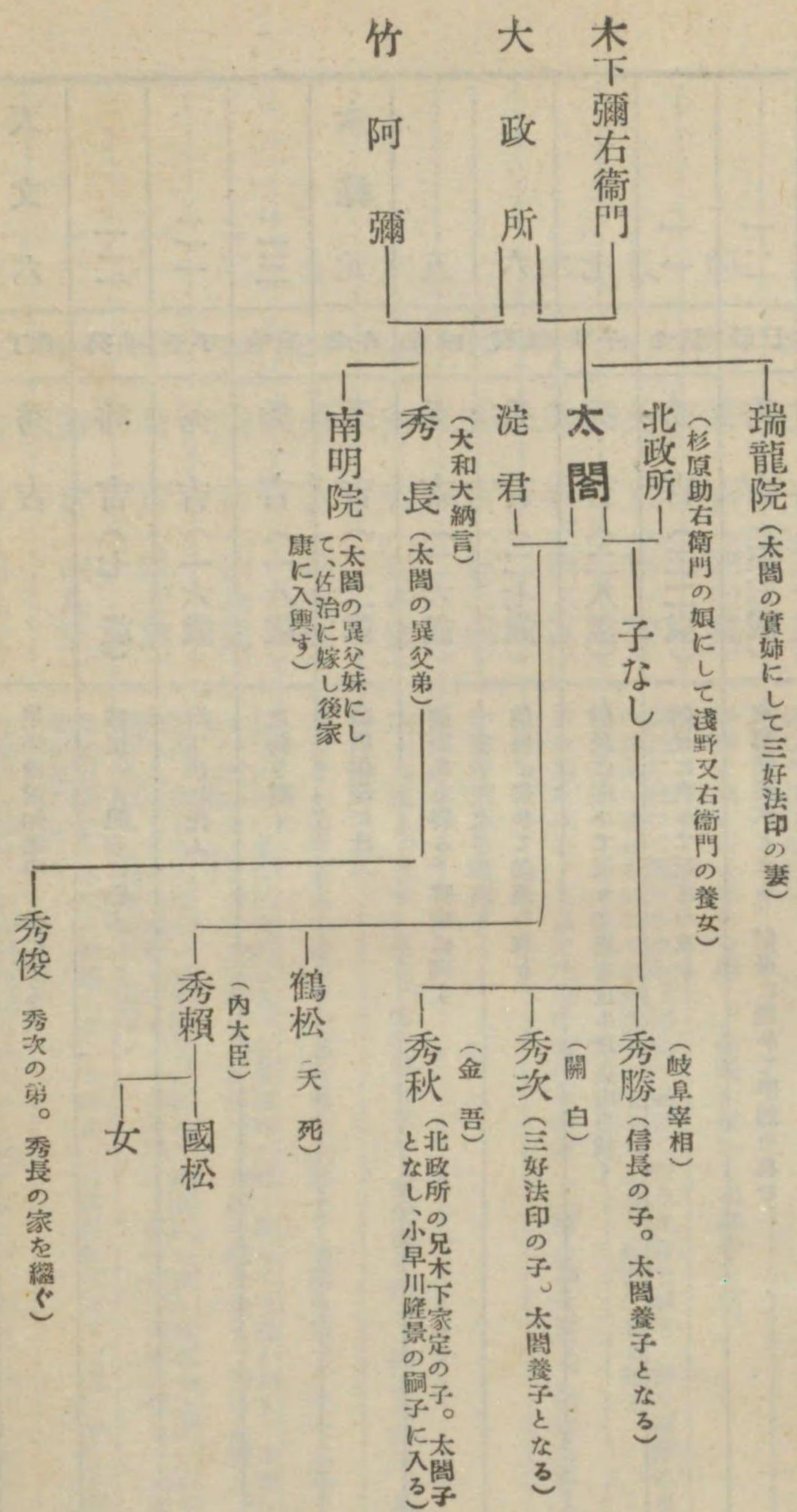
しかして薨去の前々日、すなはち十六日にはまたく四大老を召集して、切に秀頼の事を頼み、かくて十七日より昏睡状態に陥つて、その翌朝二時といふに享年六十二を以て永訣した。傳へいふ、將に入冥せんとするや、目を張つて易簀の言を述べ、十萬の師を海外の鬼とならしむるなかれといつた、とこの言は信すべからざるも、その意は必ずあつたであらう。

太閤がいよく落命するや、座には北政所や侍妾の外、男子としては典醫と五奉行と二三近侍の士とがあるばかりであつたが、みな哀惋の至りに勝へず、肝を裂くものあり、心を斷つものあり、腸を攪くものあり、噉然として哭するもあれば、慨然として涕を失するもあり、五奉行盡く腫目して相ひ顧み、征鮮の師あるを以て、誓書を作つて相ひ約して喪を祕し、翌朝、四大老を召集して四大老とも協議し、その夜密に聚樂の南、阿彌陀ヶ峯の麓に埋めた。その時は柩を護つて行くものとても、僅に増田長盛一人のみであつた。如何に嚴秘したかを見るべきである。死後の始末かくの如くなれば、葬を發したのは、征鮮の師がことごとく歸朝した後であつて、實に翌慶長四年四月だつた。この時天皇はその絶類の誠忠を嘉し、豊國大明神の神號を賜はり、家康もまたその祠に謁した。但しその吐きたる舌は幾尺だつたか。嗚呼太閤が百戰の功、千古の業、どうしてこの老狸に委すためであつたるぞ。尺

も短きところあり、寸も長きところあり、智窮してこゝに至つたものか、曰く否な姦偽萌起の世における自然であつて、又免れざるの數ではあつた。

太閣完

豊太閣系譜



豐太閤年表要略

天文六	西丁	秀吉	尾張國愛知郡中々村に生る
一一	卯癸	秀吉(七歳)	郷里の光明寺に學ぶ
一二	子壬	秀吉(一六歳)	松下氏に仕ふ
一三	寅甲	秀吉(一八歳)	之綱を辭す
永祿元	午戌	秀吉(二二歳)	織田信長に仕ふ
五	戌壬	秀吉(二六歳)	淺野氏を娶る。將校に列す
六	亥癸	秀吉(二七歳)	信長に従ひて美濃を攻む
七	子甲	秀吉(二八歳)	信長に従ひて又々美濃を攻め稻葉山を抜く
一一	辰戌	秀吉(三二歳)	信長に従ひて近江を攻む
一二	巳己	秀吉(三三歳)	京都守護代となる。信長に従ひて伊勢を攻む
元龜元	午庚	秀吉(三四歳)	信長に従ひて越前を攻む。長濱城主となる。信長に従ひて姉川に戦ふ。横山城代となる。
二	未辛	秀吉(三五歳)	淺井の兵を箕浦に破る。信長に従ひて長島を攻む
三	申壬	秀吉(三六歳)	信長に従ひて山本山を攻む。大吉寺を攻む。虎御前山を守る。

天正元	酉癸	秀吉(三七歳)	足利義昭を若江に護送す。淺井長政を滅して、其の居城小谷を賜ひ、二十二萬石を食む。信盛等と共に西別所の亂民を誅す。又々中島收監を白山に攻む。
二	戌甲	秀吉(三八歳)	長秀と共に越前の暴徒を鎮む。長濱に移居す
三	亥乙	秀吉(三九歳)	信長に従ひて長篠に戦ふ。從五位下に叙し筑前守に任じ、姓を羽柴と賜ふ。信長に従ひて北陸を討す
四	子丙	秀吉(四〇歳)	長秀と共に安土城を築く。信長に従ひて本願寺を伐つ
五	丑丁	秀吉(四一歳)	信長に従ひて難波を攻む。信忠に従ひて松永久秀を滅す。師を播州に出し、播州の領主に補せられ次で中國管領となる。上月、福原二城を陥る
六	寅戊	秀吉(四二歳)	三木城を攻む。上月に毛利宇喜多と對陣。八幡山城を降す。村重を説く
七	卯巳	秀吉(四三歳)	宇喜多直家を招降す
八	辰庚	秀吉(四四歳)	三木を陥る。三木に徙る。竹田城を攻む。鹿野城を降す。出石を降す。鳥取を攻む
九	巳辛	秀吉(四五歳)	三木より復び姫路に移居す。鳥取城を攻落す。淡路を伐つ。安土に候す
一〇	午壬	秀吉(四六歳)	備中に向へ高松城を水攻す。信長横死の報を聞きて毛利と和す。光秀を山崎に滅す。從五位上に叙し左近衛中將に任ず。信長の葬を發す。寶寺に營む。岐阜を圍む。勝家と和す
一一	未癸	秀吉(四七歳)	龜山、峰城を攻陥し一益を桑名に攻む。柳瀬に大捷し勝家を北庄に滅す。岐阜を陥れ次いで信孝を自裁せしむ。一益を降す。從四位下參議に任ず。大阪に城く。前田々以を京都所司代に任ず
一二	申甲	秀吉(四八歳)	信雄及家康と小牧に對陣し次いで和す。竹鼻城を水攻す。從三位權大納言に任ず。聚樂第を起工す
一三	酉乙	秀吉(四九歳)	根來寺を滅す。岩室城を陥る内大臣に遷り正二位に叙す。次いで開白となる。四國を征す。越中を伐つ。景勝と訂す。五奉行を置く
一四	戌丙	秀吉(五〇歳)	妹を家康に納る。母を質として家康を招く。姓を豊臣と賜ふ。諸侯を官に任ず。大佛を京都に營む

引用及參考書一覽

○石山軍記	逸史	異稱日本傳	遺老物語
醫學天正記	以貴小傳	石田軍記	陰德太平記
隱蜂野史別錄	岩崎籠城戰死之記	家忠日記	岩田氏覺書
伊本文書	一古氏文書	生駒家寶簡集	井伊家譜
犬山文書	池田家譜集成	岩崎城圖	
○老人雜誌	鹿苑日錄		
○箱根山中城責由來	藩翰譜	蜂須賀家記	幕府祚胤傳
伴天連記	白砂集	播磨鑑	
○日本外史	日本本春秋	日本戰史	日本西教史
二千五百年史	日本本春秋	日本戰史	日本西教史
日本百將傳一夕話	人名考	丹羽氏軍功錄	新納忠元勳功記
丹羽家譜	日本國史地圖	日本讀史地圖	
○本朝通鑑	本朝通紀	本朝太平一統志	本朝武備志
本朝軍器考	北陸七國	豐國公家傳	

一五	亥丁	秀吉(五一歲)	九州を征す。宗義誦を朝鮮に遣す。基督教を禁す。大に北野に茶會を催す。伊達政宗好を通ず。
一六	子戊	秀吉(五二歲)	聚樂に行幸を仰ぐ。北條を責む。佐々成政を自裁せしむ。貨幣を改鑄す。鶴松生る。
一七	丑巳	秀吉(五三歲)	琉球を歸服す。親王公卿諸侯に金銀を頒與す。北條に宣戰す。淺野長政を京都所司代に任す。
一八	寅庚	秀吉(五四歲)	家康夫人南明院逝く。北條を征す。奥州に下る。蒲生氏郷を會津に封ず。家康を江戸に封ず。信雄を秋田に流す。之綱を移封す。千宗易を誅す。朝鮮使を召見す。
一九	卯辛	秀吉(五五歲)	秀長卒す。奥州を鎮む。書を印度副王に讀す。鶴松天す。關白を秀次に讓る。
文祿元	辰壬	秀吉(五六歲)	大陸遠征の師を發す。釜山、忠州、京城、平壤を占領す。清正北行す。晋州に敗す。肥前名護屋に陣す。大政所逝く。比律賓に歸服を促す。
二	巳癸	秀吉(五七歲)	大に海上に敗す。行長平壤に敗す。諸侯をして京城を引上げしむ。明使來る。晋州を陥る。秀雄生る。朝鮮に守備を置きて餘師を還す。臺灣に歸服を促す。
三	午甲	秀吉(五八歲)	伏見に城く。吉野に遊ぶ。高野に詣づ。有馬に浴す。遣使内藤如安北京に入る。
四	未乙	秀吉(五九歲)	伏見に移る。諸國を檢地す。秀次を廢す。五大老を置く。法令六條九章を布く。
慶長元	申丙	秀吉(六〇歲)	諸侯凱旋す。近畿地大に震ふ。鮮使を斥け明使を引見し、次いで赫怒して明使を逐ふ。
二	酉丁	秀吉(六一歲)	再び大陸遠征の師を出す。南原を攻落す。閑山島に大捷す。我軍蔚山に籠る。
三	戌戊	秀吉(六二歲)	我軍蔚山の圍を解く。景勝を會津に封ず。醍醐に遊ぶ。病に臥す。三中老を置く。諸侯を召還す。八月十八日遂に薨す。

○織田軍記	織田眞記	織田信長	草
○大茶湯の記	面高連長坊高麗日記	御湯殿上日記	溫古二十四種
忍城戰記	奧平家傳記	織田内府分限帳	尾張風土記
尾張名家記	尾張松葉集	尾張古城錄	尾張古城覺書
異本落穂集	落穂集	織田系圖	小幡城墟圖
大阪城内の圖	大阪濫觴書一件	小田原戰史	大三川記
大友	大友興廢記		
○協阪家傳記	協阪記	渡邊水庵覺書	
○蒲生氏郷記	蒲生氏郷紀行	氏郷	加藤光泰軍功記
兼見郷記	看羊錄	韓陣文書	龜井文書
柏原藩史	柏崎物語	貝塚日記	海東諸國記
蛟龍城記	甲越軍記	鎌倉九代記	高麗船戰記
高野文書	開國大勢史	香宋我部古文書	樂田村古城之圖
○吉野日記	吉野甚右衛門覺書	吉村文書	雍州府志
○大日本史料	大日本時代史	大統寶鑑	大日本商業史
太閤軍記	甫庵太閤記	川角太閤記	實說太閤記
太閤記大全	眞書太閤記	繪本太閤記	太閤秀吉出生記
豐太閣(愛山著)	豐太閣(浪六著)	豐太閣征外新史	豐太閣と其家族
豐太閣大阪城中壁書	豐太閣入御亞松第記	豐太閣眞蹟日記	豐公逸事錄
豐薩軍記	豐國大明神祭禮記	豐太閣御葬式圖	豐公遺物展覽會出品目錄
北條五代記	北條所領役帖	方朝老朝鮮物語	本願寺日記
本願寺文書	細川家記	細川忠興軍功記	本多家譜
○別所長治記	兵器沿革略		
○利家夜話	東照軍鑑	新編東西記	東國太平記
東國陣道記	當代記	土佐軍記	土佐物語
等寺院文書	讀史餘論	徳川實記	徳川家系
道家祖看記	土岐累代記	豊臣記	豊臣勳功記
新撰豊臣實錄	豊臣太閤御事記	豊臣報君讐記	豊臣公家傳
豊臣鎮西軍記	豊臣四將傳	東遷基業	東奧白川往昔之記
遠江風土記傳	富岡文書	言繼卿日記	言經卿日記
豊臣秀吉譜	豊臣時代器陳列目錄		
○親綱卿記	中國太平記	中古軍年代記	中外經緯傳
○立齊舊聞記	長會我部元親記	李忠武公全書	李舜臣傳

太閤秀吉素生記 太平雜話 戴恩記 立花朝鮮記
 立花事實記 立花家雜集 高橋紹運記 立入家繼記
 丹羽戰史 竹中傳書抄 多聞院日記 伊達家文書
 斷家譜 大日本古文書 大德寺文書 大日本人名辭書
 大日本地名辭書
 ○歷代參考 烈祖成績 烈戰功記
 ○祖父物語 十河物語 宗氏家記 創業記考異
 曹溪院行狀記 總見院追善記 息軒遺稿 尊語集抄
 尊香錄
 ○根來由來書
 ○長篠合戰物語 長久手合戰覺書 長久手御陣覺書 長久手之記
 丹羽本長久手軍記 長久手軍記 長崎緣起略記 中村一氏記
 南海治亂記 南海通記 鍋島文書 南蠻寺興廢記
 南浦集
 ○亂中雜錄
 ○宗像軍記 浮田家分限帳
 ○宇都宮國綱高麗軍物語 上杉文書

○信長公記 信長記 別本信長記 濃陽戰記
 ○觀修寺晴豐記 皇明資治通記 公卿補任 組屋文書
 黑田如水 黑田長政記 黑田家文書 黑田家譜
 別本黑田家譜 寬政重修諸家譜 寬永諸家系圖傳 寬永系譜
 ○野史 大和軍記 山中幸盛傳 山口家傳
 山名家譜
 ○松屋筆記 松永道齊聞書 前田亭御成記 前田家文書
 松下文書 松浦文書 松平義行文書 松平家譜
 前橋風土記
 ○慶長見聞集 慶長三年大名帖 藝備國郡志 月沙集
 ○豐後陣覺書 豐後崩聞書 福島正則分限帳 武德編年集成
 武將感狀記 續武將感狀記 武家閑談 武德大成記
 武家事記 武功雜記 武事紀談 武邊咄
 文慶穗集 奮忠紓難錄 新撰武器銘鑑 武家書翰
 文祿二年禁裡御能番組 文祿三年吉野山御歌會御歌
 ○國史之研究 國史實錄 國朝寶鑑 國朝大業廣記
 ○國史編纂 國朝寶鑑 國朝大業廣記

光祿物語 駒井日記 小牧陣始末記 小牧戰記
 小早川什書 古士話 古今攝關補佐 古管雜纂
 ○貞德他行道之覺 天正事錄 天正征伐記 天正實記
 天正中年代記 朝鮮征伐記 朝鮮陣古文 朝鮮國王稱加藤清正文
 朝鮮日々記 朝鮮國王稱加藤清正文 長崎志賀右衛門覺書
 天正年中聚樂 天正廿年行幸行列 聚樂第十六年 天正十年明
 天正十年安土御獻立 天正十年安土御獻立 智光秀張行百韻
 ○蘆田記 淺井三代記 朝倉始末記
 足利季世記 安土記 朝倉始末記
 安西軍略 阿部定次筆記 明智記 安西軍策
 ○再造藩邦志 西厓集 淺野躒記 淺野家文書
 薩藩兵亂記 薩藩舊傳集 碎玉話 西國盛衰記
 佐用軍記 佐野宗綱記 三州志 三將御物語覺書
 三藐院記 三國處置大早計 堺鑑 茶話指月集
 佐竹文書 佐柿國吉の城栗屋越 三傑年譜 柳原文書
 相良文書 中以下籠城次第

○紀年錄 基業編年 清正行狀 清正記
 清正家傳 清正高麗覺書 金城聞見錄 近代武士傳略
 九州御動座記 九州下向記 九州みちの記 吉川家什書
 吉利支丹物語 切支丹宗門來朝記 契利斯督記 聞書
 京極家分限帖 妙滿寺文書 美濃志 三河河記
 ○妙法院文書 妙滿寺文書 改正三河後風土記 美濃明細記
 ○名將言行錄 名將消息集 美濃志 水野家譜
 ○明史 三河風土記 改正三河後風土記 水野家譜
 三河物語 三河國二葉松 美濃志 水野家譜
 水野日向守覺書 水野左近覺書 視聽草 水野家譜
 ○四國戰記 四國軍記 四戰紀聞 新武者物語
 止戈類纂 諸家姓名元祖傳 諸家系圖纂 松鄰夜話
 常山紀談 島津家高麗軍記 島津家記 島津國史
 島津家譜 芝峰類說 聚樂第行幸記 聚樂物語
 史學叢談 史徵墨寶 清水宗治由來覺書 神君年譜
 四戰略譜 諸國古城圖 萩藩閑閱錄 志津ヶ嶽合戰小
 ○秀吉事記 備前軍記 備前典錄 備前老人物語肥陽軍記

- 尾藩敬公事蹟 秀吉公兜圖 尾州古城跡圖 一柳家記
- 毛利家日記 毛利家文書 元親記 最上出羽守義光物語
- 本山豊前覺書 玄以法印覺書
- 勢州兵亂記 勢州軍記 勢州四家記 勢陽雜記
- 征戰偉蹟 瀬尾舊記 西藩野史 惺窩文集
- 蕉窓雜話 戰國時代本願寺 戰國時代史論 善隣國寶記
- 同續編 仙道會津元和 仙道軍記 仙石家譜
- 西征日記 八年老人覺書 征韓偉略 成功雜誌豊太閣號
- 駿府記 鮮人の記せる豊太閣征韓戰記

附言 掲出書目叢書本の内に在るものあり、たとへば史籍集覽中に秀吉事記のある如きそれである。故に著者はそれ等の叢書本をも一見することを怠らず

史籍集覽 群書類聚 同續篇 續々群書類聚 歴史地理叢書 文科大學史料叢書 等を讀破して類本中の謬りなきものに據らんと努めた。なほ又雜誌中にも有益なるものあれば

史學雜誌 史學界 歴史地理 等を一讀したが、史學雜誌中の三上博士の『正確なる史料に見はれたる豊太閣』池内博士の『文祿戰役以前における秀吉の對外的態度を論じて此の戰役の發端に及ぶ』なる長論文はいづれも甚だ有益なもので著者はこれを大に參考した特記して二先生に謝意を表す。

昭和五年一月五日印刷
昭和五年壹月拾七日發行

〔定價貳圓五拾錢〕

著者 尾池義雄
發行者 神田豊穂
印刷者 關根慶寛
印刷所 早稻田印刷株式會社
東京市牛込區早稻田彌生町三六二

發行所

東京市日本橋區吳服橋二ノ五
株式會社 春秋社

振替東京二四八六一番
電話日本橋(24)二二六六八七番


エトS-38

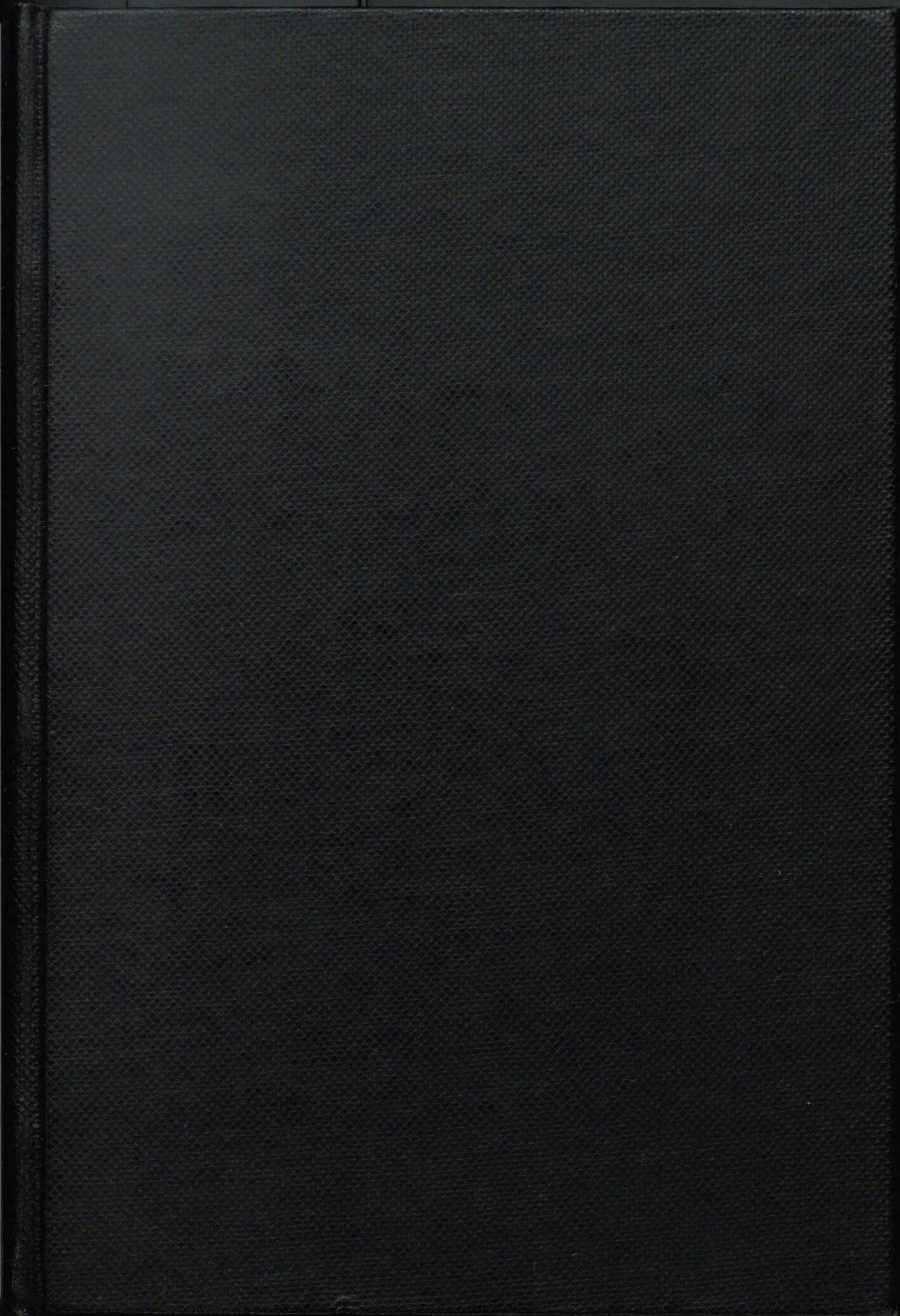
尾池義雄著

四六判上製 定價貳圓五拾錢
六〇〇頁 送料十六錢

石田三成を中心
— 關ヶ原大戦の真相 —

關ヶ原の大戦を見るに至れる慶長の動亂は、集權國家完成の使命を帯べる家康、三成、景勝三雄の爭霸的活舞臺にして、且つ西に如水あり、東に政宗兼續あり、これ等一世の智雄一代の謀臣が一時に活躍せる、我國史上稀に見る壯觀であつた。著者は炬の如き史眼、火の如き文章をもつて、この動亂の真相を闡明し、然かも史論は飽まで嚴正なるも文章は大衆の讀物たるを期し、讀者をして一たひこれを手にすれば、卷を掩ふ能はざらしむ。著者の新著「太閤」と共に併せ讀まれんことを切に希望する。



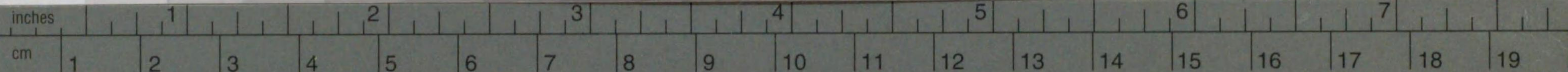


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

